

別記様式（第8条関係）

会 議 録

会 議 名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第6回会議	
開 催 日 時	平成29年4月25日（火） 午後1時30分開会 午後5時25分閉会	
開 催 場 所	南足柄市文化会館 小ホール	
議 長 氏 名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会 議 事 項	<p>1 議 題 別紙2会議次第のとおり</p>	<p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 協議第17号、協議第19号、及び協議第23号～協議第27号を協議し、協議第17号、協議第19号、協議第24号、協議第26号及び協議第27号は原案のとおり、また、協議第23号は一部を継続協議の上、協議第25号は一部を修正の上、全会一致で承認された。 ・報告事項 報告第11号及び報告第13号～報告第16号を報告し、確認した。 ・その他 第7回会議の予定及び小委員会における検討状況について報告し、確認した。
会 議 経 過	別紙3のとおり	

会
議
資
料

- ・第6回会議 次第
- ・協議第17号 財産の取扱いについて
- ・協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて
- ・協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて
- ・協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて
- ・協議第25号 慣行の取扱いについて
- ・協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて
- ・協議第27号 電算システムの取扱いについて
- ・報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）
- ・報告第13号 幹事会規程の一部改正について
- ・報告第14号 事務局規程の一部改正について
- ・報告第15号 財務規程の一部改正について
- ・報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について
- ・資料1 第7回会議の予定
- ・資料2 小委員会における検討状況について
- ・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿
- ・財政効果額・人工削減集計表（第6回会議時点）

会議録の確定

平成29年6月14日(水)

会議録署名人

川口 博三



会議録署名人

奥津 博



別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	岡本 俊之
副会長	加藤 修平	〃	大杉 覚
委員	加部 裕彦	〃	川口 博三
〃	時田 光章	〃	奥津 博
〃	栢沼 行雄	〃	佐藤 廣理
〃	石田 和則	〃	鈴木 悌介
〃	飯山 敏明	〃	笠井 進
〃	脇 雅昭	〃	安藤 俊之
〃	星崎 雅司	〃	木村 啓滋
〃	今村 洋一	〃	小野 康夫
〃	大村 学	〃	市川 昭維子
〃	井原 義雄	〃	森住 敏逸
〃	加藤 仁司	〃	武井 鈴世
〃	加藤 洋一	〃	富樫 栄広
〃	星崎 健次	〃	宗像 達也
〃	池田 真一		

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	中村 亮一
副事務局長	早川 潔	〃	片倉 紀彦
〃	松岡 武	〃	久保寺 祐子
事務局員	村田 智俊	〃	菅原 清仁
〃	柳澤 寛晋	〃	室橋 宝
〃	杉崎 恵理子	〃	菅沼 雄太
〃	小澤 雅史	〃	岩本 良
〃	市川 深	〃	小島 加奈子

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委員	牛山 久仁彦		
〃	木村 秀昭		

別紙2 会議次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

(1) 協議事項

【合併関係項目】

- 協議第17号 財産の取扱いについて②<継続>
- 協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて③<継続>
- 協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて②<継続>
- 協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて①
- 協議第25号 慣行の取扱いについて①
- 協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第27号 電算システムの取扱いについて

(2) 報告事項

【合併関係項目】

- 報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）③<継続>

【総括的事項】

- 報告第13号 幹事会規程の一部改正について
- 報告第14号 事務局規程の一部改正について
- 報告第15号 財務規程の一部改正について
- 報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について

4. その他

- (1) 第7回会議の予定について
- (2) 小委員会における検討状況について

5. 副会長挨拶

6. 閉会

別紙3 会議経過

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第6回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、木村秀昭委員、牛山久仁彦委員の2名が、ご都合によりご欠席をされております。また、飯山敏明委員におかれましては、他の公務のご都合により若干遅れるとの連絡が入っております。当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立する旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長でございます小田原市の加藤市長からご挨拶を申し上げます。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいなか、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第六回会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>新年度となり、当協議会におきましては、市民アンケートの実施をはじめ、各種事務事業調整も佳境を迎えるなど、取組また諸作業も今のところ順調に進んでいるという風に承知をしております。今後、数回の会議の後に、両市の市民の皆さんに協議の結果を説明いたしまして、今年度の末までに市民の意向を把握していく予定であります。両市、そして県西地域の将来にかかる極めて重要な一年になるという認識のもとに、しっかりと取り組んでまいらる覚悟でございます。</p> <p>本日は、補助金、交付金等の取扱いや一部事務組合等の取扱い、行政連絡機構の取扱いなど、両市の市民の生活に直結する広範かつ数多くの事務事業につきまして、皆様にご協議いただくこととなっております。今回も大変限られた時間のなかでの協議となりまして、恐縮ではございますがご理解とご協力を賜り、また、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
林事務局長	<p>加藤会長、ありがとうございます。</p> <p>ここで、4月の人事異動によりまして、神奈川県政策局自治振興部市町村課長が変更されましたので、ご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。</p>

協雅昭委員でございます。

協委員

どうぞよろしく願いいたします。

林事務局長

ありがとうございました。

それでは次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで資料の確認をさせていただきます。事前送付資料として、上から順に「会議次第」、「協議第17号」、「協議第19号」、「協議第23号」、「協議第24号」、「協議第25号」、「協議第26号」、「協議第27号」、「報告第11号」、「報告第13号」、「報告第14号」、「報告第15号」、「報告第16号」及び「資料1」でございます。その他に卓上には、本日の「出席者名簿」、「資料2」、参考資料として「財政効果額・人工削減集計表（第6回会議時点）」及び「第5回会議 報告第11号資料の差替え分」を配付させていただきました。差替え資料につきましては、中段にある小田原市の現況水準欄の「問合せ件数」と、下段にある調整方針（案）の水準欄の「問合せ件数」に誤りがございましたので、修正したものでございます。

また、前回第5回会議の会議録の確認につきましては、発言された委員の皆様の卓上にお配りさせていただいておりますので、期限までのご確認をお願いいたします。以上、不足などがございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。協議会規約により、会長が会議の議長となることになっておりますので、加藤会長よろしく願いいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名させていただきます。

小田原市の川口博三委員と南足柄市の奥津博委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、川口委員、奥津委員のお二人をお願いいたします。両委員よろしくをお願いいたします。

また本日は、協議会規約第9条第4項の規定に基づき、事務事業調整に係る説明員として、各部会の部会長等を出席させております。本日の協議件数は【合併関係項目】7件です。

まず、協議に入ります前に、前回第5回会議において委員の皆様からご意見をいただきました、事務事業調整の結果による財政効果額等について、事務局から説明がありますので、お願いいたします。

早川副事務局長

それでは事務局から、「財政効果額・人工削減集計表」についてご説明させていただきます。

本日卓上に配布させていただいた参考資料をご覧くださいA3判用紙、片袖折りの資料でございます。

こちらの集計表につきましては、前回までの協議結果と、今回お諮りします調整方針案に基づいて、財政効果額と、正規職員の人工の見込みを集計したものでございます。

財政効果額の算出方法につきましては、各事業の平成27年度決算額を基準として、合併した場合の決算額の見込みと比べて、その差を財政効果額としたものでございます。平成28年度以降に開始する事業などにつきましては、合併した場合としない場合の差額を試算しまして、財政効果額としました。

また、すでに廃止が決まっている事業など、事業費の削減が合併の効果とは考えられないものについては除外してございます。

表の見方としましては、左上から右へ、部会ごとに、Aランクの財政効果額が2段目の中程まで、2段目の右寄りにBCランクの財政効果額の集計、その右端にすべての事業の財政効果額の集計をお示してございます。

数字ですが、財政効果額としまして、市の財政負担をプラスマイナスで表示をしてございますので、事業費の縮減ができる場合にはマイナス表示になっておりますが、1段目の網掛けの部分で、地方税と使用料・手数料等の収入に関するものの場合につきましては、収入が減る場合には市の負担としては増える、つまりプラスという表示になってございます。

全体で3271事務事業ある中で、本日も協議いただく分を含めますと、2876事業の調整がなされることになりまして、その効果額の集計は、2段目の右端に記載のとおり、8億5,469万3

千円となっております。なお、この額には一般職の職員の人件費は含まれておりません。

Aランクの中で、主なものについて説明させていただきますが、まず、1段目中ほどの「地方税の取扱い」の部分ですが、2,810万円の収入減となっております。この理由としては、両市に重複している法人が約130社ございますことから、合併した場合には、法人市民税の均等割額が減少するためであります。その減収額につきましては、約3,200万円と見込んでいるところでございます。

次に、1段目右側の「使用料、手数料等の取扱い」ですが、ここでは、事業の廃止や見直しに伴って、使用料収入が減るという事務事業が含まれます。そのような事務事業につきましては、BCランクの集計の方で事業費の支出も減額となっておりますので、全体収支としては、大きく財政に影響するものではございません。

それから、2段目左端の「補助金、交付金等の取扱い」ですが、現時点で329事業のうち、233事業の調整が済んでいる形になります。この集計の結果、決算額の増加が見込まれておりますが、これは、小田原市のサービス水準が南足柄市の水準よりも高い事業が多く、これを小田原市の水準まで高める調整をした事業が多いため、支出額が増加しているものでございます。これは、南足柄市の住民から見ますと、サービス水準が上がるものが多い、という見方もできるかと考えます。

3段目には、合併した場合の人工の削減効果の見込みを示しております。人工と申しますのは、事業ごとにどれだけの職員数が必要となるかを表す単位で、人工が減る場合はマイナスの数字となっております。

人工の削減効果ですが、現時点では約92人の効果を見込んでございます。なお、この数字は事業の執行に必要な職員数を積み上げていますので、原則として管理・監督者の人員数は含まれてございません。

以上、この集計表につきましては、今後も集計を更新して、会議にお示ししてまいりますので、検討の参考にさせていただければと存じます。以上をもちまして「財政効果額・人工削減集計表」の説明を終わります。

加藤会長

第6回の会議時点までの財政効果額、また人工の削減効果の集計値ということで中間報告的な意味でございしますが、先般の会議でのご質疑を受けまして、資料として用意したものでございます。

	<p>何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 では、奥津委員、どうぞ。</p>
奥津委員	<p>南足柄市自治会の奥津です。今ご説明いただいたのは、一般的に組織を変えることによって人が減ったというような感じの取り方ですか。と言いますのは、例えば、これから議論するか分かりませんが、しなければいけない問題だとは思いますが、地域の統廃合とか地域分割する前の現状の数字ですよね。これから発生する議論すべき問題は含まれていないということで理解してよろしいですか。</p>
加藤会長	<p>それは、これまでの会議の中で奥津委員も言われているところの、例えば、施設の統廃合をした場合の人員削減等も含んでいるのかということですね。</p>
早川副事務局長	<p>お尋ねいただきました人工の削減効果の部分で挙げている数字ですが、こちらはこれまでの事務事業調整を通じて、それぞれの事務事業に必要となる職員数を積み上げた計算のみですので、ご指摘の部分は含まれていない状態でございます。</p>
奥津委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
加藤会長	<p>その他いかがでしょうか。 それでは、ご質疑も尽きたようでございますので、この事務事業調整の結果による財政効果額等については、以上とさせていただきます。 では、改めまして「協議第17号 財産の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第17号 財産の取扱いについて」を説明させていただきます。お手元の「協議第17号 財産の取扱いについて」をご覧ください。 財産の取扱いにつきましては、第4回会議で基金の取扱いを除く部分を確認いただきましたところではありますが、基金につきましては、合併後の市において同一趣旨の基金が重複することを避けるため、統合が可能なものは合併時に統合するなど、合併時まで一定</p>

の整理を行うという方針をお示してございましたので、その具体的内容を確認していただくため、基金に関する資料を追加して再度お諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

「協議の対象」のうち、今回は「正の財産」にあります「基金」についてお諮りするものでございます。

また1枚おめくりいただきまして、別添の資料をご覧ください。別添の総括表に、今回、正の財産の「4」として基金の欄を追加してございます。両市の基金の総額は、157億7千6百万円余でございます。なお、両市ともに一部の基金から一般会計へ資金の補填として長期繰替運用を行っておりますことから、これを差し引いた場合の総額としては、148億5千7百万円余となります。

2ページをご覧ください。両市の基金の一覧でございます。2ページの方には、統合を想定していない、現状の継続を基本とする基金を市ごとにまとめてございます。小田原市の基金として該当するものは11件ありまして、平成28年度末時点の残高は56億2千5百万円余でございます。なお、長期繰替運用を考慮した残高は55億9千5百万円余となります。南足柄市の基金として該当するものは7件ありまして、平成28年度末時点の残高は20億1千2百万円余でございます。なお、長期繰替運用を考慮した残高は13億4千2百万円余となります。

3ページをご覧ください。上段には、合併時に統合することとして、左側の小田原市の基金と右側の南足柄市の基金の並んでいるものどうしの統合を想定しているもので、上から順に、両市の「財政調整基金」、両市の「国民健康保険関係の基金」、両市の「介護保険給付費関係の基金」、両市の「社会福祉関係の基金」、両市の「奨学基金」等でございます。いずれの組み合わせも設置目的が同一の趣旨と考えられますので、統合が望ましいとして整理をしているものでございます。平成28年度末時点の残高としては、合計で81億3千万円余でありまして、両市における長期繰替運用を考慮した残高は79億1千1百万円余でございます。

3ページの下段は、合併時までに廃止を想定するもので、南足柄市の3件の基金が該当しております。廃止の理由としましては、基金を活用した貸付事業が他の制度等で代替可能であることなど、事業実施の必要性自体を考慮したものでございます。

以上にお示ししました基金の残高は、合併が実現するまでの間に変動が生じますため、2ページの現状のままとする基金におきまし

ても、合併までの間にそれぞれの市が本来の趣旨に沿って使用することで残高がゼロとなる可能性もございます。また、3ページの統合を想定している基金につきましては、両市が持ち寄ることになりますため、今後、最低限の持ち寄る額を調整して、協定書を作成することとなった場合には、その点を明記することを検討したいと考えております。

なお、両市で行っております長期繰替運用であります。現在は新たに長期繰替運用を行っておりません。現在残っているものにつきましても、5年間以内の年次計画を定め、徐々に基金に繰り戻しておりますので、毎年、長期繰替運用額は減少していることを申し添えます。

以上をもちまして「協議第17号 財産の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第17号 財産の取扱いについて」の内、基金の取扱いについて説明がありましたが、ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

森住委員、どうぞ。

森住委員

南足柄市社協の森住です。確認させていただきたいのですが、合併時までに廃止を想定しているものの中で、「母子及び父子家庭生活資金貸付基金」とあります。これについては廃止をするということですが、今までこの基金を使っただけの貸付実績がどのくらいあるのか、それからこれに対する廃止した場合の代替施策は、ここに書いてある生活資金、基金でなく、生活資金の貸付事業と同様な貸付ができると理解してよろしいですか。

加藤会長

2点のお尋ねです。基金の貸付実績と代替の手段ですが、担当の方で回答をお願いします。

子ども・青少年部会

子ども・青少年部会からお答えいたします。「母子及び父子家庭生活資金貸付基金」の貸付実績でございますが、平成28年3月31日現在で今のところ15の方が貸付を受けられております。金額としては120万円程になります。代替策ですが、この生活資金貸付については、県でも同様の資金の貸付を行っておりますので、そちらで対応できるものと考えております。

森住委員

分かりました。では、もしそういう事案が出た場合には、県の方の貸付事業を紹介して対応していくということでよろしいですね。

子ども・青少年部会

その通りでございます。

加藤会長

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

ご質疑も尽きたようでございますので、「協議第17号 財産の取扱いについて」のうち、基金の取扱いについては、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」をご覧ください。

協議第19号につきましては、こちらに記載のと通りの総括的な調整方針を踏まえ、前々回の第4回会議におきましては常勤特別職と行政委員会の委員について、また前回の第5回会議におきましては附属機関の委員と消防団員についてご協議いただきましたが、本日はその他の非常勤特別職に係る調整方針についてお諮りするものでございます。

1枚めくって別紙をご覧ください。

特別職のうち、その他の非常勤特別職について、現状と合併後の方針についてまとめたものであり、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな事務処理方式等を適用するもの」及び「廃止するもの」という調整方針ごとにまとめてございます。

それでは、主な調整案について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「小田原市の事務処理方式を適用するもの」と整理しましたもののうち、1ページ最上段の「広報委員等」については、小田原市のみのものであり、地域住民へ市の方針や市が行う事業等の広報事項を広く周知するとともに、地域で抱える

問題や市政に関する要望を行政に提供していただくために設置しているものでございます。また、広報委員長は、広報委員の役割に加えて各広報委員と市の連絡調整を行っていただいております。この調整案としましては、合併時には現行の制度を適用することとし、長期的な視点に立って、制度のあり方について検討していくこととしております。

次に、同じページの4段下でございます「消費生活相談員」については、専門知識を有する消費生活相談員が住民からの相談を受け付けて助言を行うものであり、調整案としては、相談件数の実績から小田原市の現行の体制で対応が可能であるとして、これを維持することとしてございます。

次に、2ページ2段目の「民生（総務）嘱託員、民生委員児童委員」については、民生委員と民生委員協議会会長をそれぞれ民生嘱託員と民生総務嘱託員に委嘱しまして、社会奉仕活動の啓発及び普及や、援護又は保護を要するものに対する適切な助言その他の援助などを行うというものでございます。これは小田原市のみの特例職であります。その幅広い活動実績に鑑みて、小田原市の事務処理方法を適用することとしてございます。

次に、4ページをご覧ください。4ページ下から3段目の「教育相談員」については、様々な問題を抱える子どもや保護者を対象とした教育相談を行い、必要に応じて学校と連絡をとり、専門的な機関との緊密な連携により組織的に教育相談を進めるものであります。調整案としては、合併後、不登校の児童生徒が教育相談指導学級に通う負担を考慮しますと、これを3教室維持して運営することが望ましく、その場合、現状と同程度の支援や指導を行うために、小田原市の事務処理方法を適用し、教育相談員を2名から3名に増員することとしております。

次に、5ページをご覧ください。「新たな事務処理方式等を適用するもの」と整理したもののうち、2段目の「交通指導員、交通安全教育指導員、交通指導隊員、交通整理員」については、交通安全のための広報活動、各種公共事業等における街頭指導や交通教室などを実施しているものであります。調整案としては、小田原市の交通安全教育指導員は、警察官OB等を雇用し、高度な交通教室を実施しておりますことから現状どおりとしますが、南足柄市の交通指導隊員につきましては、小田原市の交通指導員と事業内容がほぼ同じでありますことから、交通指導隊員は廃止、また、南足柄市の交通整理員につきましては、小田原市においては見守りボランティアが

実施しております箇所も多数ありますこと等から廃止することとしております。

次に、その一段下の「婦人相談員」については、売春防止法と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく相談、また、女性の様々な問題に対する相談及び支援を行うものでございます。調整案としては、近隣の他の市に合わせて、1日あたりの配置人員を2人とし、勤務及び報酬は小田原市の事務処理方式を適用するものとしております。

次に、6ページをご覧ください。6ページ下から2段目の「青少年相談員」は、市民からの青少年に関する相談に応じるものでありますが、その対象年齢について両市で差異があり、小田原市では、子ども若者育成支援推進法に基づき対象年齢を39歳までとしてございますが、南足柄市では対象年齢を20歳までとしております。調整案としては、合併後は小田原市に合わせて対象年齢を引き上げることとして、これに伴って相談件数の増加が見込まれますことから、相談員数を1名増員することとしてございます。

次に、その一段下の「鳥獣被害対策実施隊員」は、鳥獣による農産物等の被害を防止するため、鳥獣被害対策の実践的活動を実施しているものであります。調整案としては、実施隊員数が減少しますと、捕獲頭数も減少してしまう懸念があり、現在の体制を維持する必要がありますことから、定数及び現員数は両市の合計とし、報酬につきましては当面、小田原市の報酬額を適用し、合併に当たって再度調整することとしております。

次に、7ページをご覧ください。「廃止するもの」として整理したものににつきましては、それぞれ諮問された事項の審議を平成32年度までに終了する見込みであることなどから、廃止するとして整理してございます。

以上、こちらに整理しましたその他の非常勤特別職について、定員数を集計しますと、現在の小田原市の定員の合計が1,445名、南足柄市の現在の定員の合計が443名であり、両市の定員の合計は現在1,888名でございますが、合併後は1,700名となり、188名の減が見込まれるという結果になってございます。

以上をもちまして「協議第19号 特別職職員の身分の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて」のうち、その他の特別職職員の取扱いについて説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。

池田委員、お願いいたします。

池田委員

南足柄市の池田でございます。最後に定員のご説明をいただきましたんですが、2項目だけ、合併後の人数がどういう風な理由でこのような提案をされたか伺いたいのですが、1つ目は、2ページの「民生（総務）嘱託員、民生委員児童委員」について、民生嘱託員306名、民生総務嘱託員26名が、合併後は365名と28名に増えた理由、もう1つは、3ページ目の「青少年育成推進員」について、小田原市の定数が128名、南足柄市の定数が45名、合併後は115名と、こちらは減っています。どのような考えで、この数字が出てきたのかを教えてください。

加藤会長

委員数の算出の根拠ですね、それぞれの担当からお願いします。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えいたします。民生嘱託員、民生総務嘱託委員ですが、小田原市では現在民生委員さん、あるいは民生総務員さんにそれぞれ嘱託員として委嘱させていただいています。南足柄市さんにつきましては、そのように委嘱してございませんので、この増えた部分は南足柄市さんの民生委員、民生総務員さんが委嘱されたらということで、人数が増えているということでございます。

子ども・青少年部会

子ども・青少年部会からお答えいたします。もう一点の「青少年育成推進員」の人数についてですが、ご指摘のとおり、現在の小田原市の実数であります155名以内を定数とすることを案として挙げさせていただいております。理由ですが、各学校区から選出、自治会等から選出をいただいております推進員は、小田原市の場合、概ね3名程度になっておりますが、業務の内容からいたしますと、2名程度に抑えることが可能であり、また実際に青少年を育成する活動におきましては、各地区の自治会等の組織と連携して行っているところがございますので、行政の嘱託員としての人数としては最小限の人数で抑えたい、抑えることが適切ではないかという理由で、このような人数にさせていただいているところでございます。

池田委員	不勉強で申し訳ないのですが、南足柄市にも民生委員児童委員という方はいらっしゃいまして、そういう方々についてはこの表には斜線になっているわけですが、その理由が分からないのですが。
福祉・医療部会	南足柄市においても、ご指摘のとおり、民生委員さんにはなっていないと思いますが、小田原市にも民生委員さんがいらっしゃって、なおかつその方に非常勤嘱託員の民生嘱託員として委嘱させていただいているということで、南足柄市さんは民生委員さんにはなっていないと思いますが、嘱託員としてなっていないということで斜線になっております。
池田委員	そうすると、業務内容もだいぶ変わるということになるわけですか。
福祉・医療部会	民生委員さんの仕事は、法に則って、ほぼ同じでございます。ただ、小田原市の場合、それ以外に地域福祉の部分であるとか、いろいろとお願いしている部分があり、その部分が、嘱託員としての身分の仕事ということでございます。
池田委員	では、民生嘱託員が60名ほど増えているということは、人口比とかそういった部分で計算された数字だという風に捉えてよろしいですか。
福祉・医療部会	その通りです。
加藤会長	はい、よろしいでしょうか。 その他いかがでしょうか。宗像委員、お願いいたします。
宗像委員	南足柄市PTA連絡協議会の宗像です。新たな事務処理方式を適用するものの、5ページですね、「交通指導員、交通安全教育指導員、交通指導隊員、交通整理員（その他の非常勤特別職）」の項目なんですが、小田原市の方式で交通指導員、交通安全教育指導員はそのままということですが、調整内容のところ、南足柄市の交通指導隊員、交通整理員を廃止するというので、南足柄見守り隊の方々がいらっしゃるといってお話を先程いただいたんですが、交通指導員の

市民部会

方々が、見守り隊の中の交通安全の指導にあられるということなのでしょうか。

市民部会からご説明いたします。交通指導員につきましては、両市の人数の合体という形になりますけれども、交通指導隊員と交通整理員、これは南足柄市側にあるやり方ですけれども、こちらについては廃止をするということで、特にご心配のところは、地域の通学路における見守りの問題かと思えます。現状では確かに、これは部会、幹事会でも議論になったんですけれども、全エリアに地域の方々の見守りが必ずしも行き届いていないというところは、現状私どもの認識しているところですが、ただ一方で以前に比べまして近年ではやはり、自治会の方々ですとか、あるいは様々な名称の見守り隊の方々が地域の中で見守っていただいているところで、そういう中で代用が可能であろうという見込みをもって、合併後は南足柄市側の指導隊と整理員については廃止をするという方向性を出させていただいたところです。

宗像委員

ありがとうございます。あと、定期的なその見守り隊の方々に交通安全についての指導とかいうところはやっていただけるのでしょうか。細かくて難しいですかね、現時点では。

市民部会

こちらの現行の小田原市の交通指導員が、例えば各学校ですとか自治会などに、求めに応じて交通指導などに行かせていただいているところがありますので、この方式で、合併後に対しても対応させていただく予定であります。

宗像委員

ありがとうございます。

加藤会長

その他いかがでしょうか。森住委員、どうぞ。

森住委員

理解するために教えていただきたいのですが、8ページ目の「保健師」と「栄養士」について、特別職としては廃止し、雇用形態を改めるとありますが、これは例えば、南足柄市の場合ですと保健センター等に保健師さん等がいらっしゃるわけですが、そういう保健指導等をやっていただいております。この保健師さんというのはそういう方のことを指しているのでしょうか。

	<p>それからもう一つ、特別職を廃止し雇用形態を改めるとなっていますが、この雇用形態というのはどのようなことを考えているのか。それから、雇用形態を改めることにより、今までのタスクと今後のタスクは何か変更があるのかどうか、教えてください。</p>
加藤会長	<p>保健師の件と雇用形態を改めることにまつわる変化ということですね。</p>
福祉・医療部会	<p>福祉・医療部会からお答えいたします。保健師につきましては、常勤保健師以外に、小田原市の場合であれば賃金等で雇用した臨時の保健師さんがいらっしゃいます。南足柄市につきましては、非常勤特別職として雇用しているような形態でございまして、その辺りの形態が違うということでございます。今回、小田原市の場合に合わせて、賃金等による臨時職員としての雇用形態に改めるということでございます。</p>
森住委員	<p>ということは、雇用形態は変更になるけれども、配置、及び今までの業務内容については従前どおりと考えてよろしいですか。</p>
福祉・医療部会	<p>内容につきましては、従前どおりでございます。</p>
森住委員	<p>分かりました。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。 では、富樫委員、どうぞ。</p>
富樫委員	<p>先程の「青少年育成推進員」の件なのですが、私、育成協の富樫ですが、育成協議会で実際に育成推進員も手伝っている者なんですけれども、先程、人数の方を最小限に減らして、足りない部分は自治会とかに協力という話があったんですが、実際に活動している者としては、人数を減らすと結構厳しいのが現状ではないのかなと思うのですが、その辺は今後見直しとか、検討の余地はあるのでしょうか。</p>
子ども・青少年部会	<p>子ども・青少年部会からお答えいたします。人数につきましてはの議論は、分科会、部会のところでもさせていただきまして、推進員さんが果たされている各地区における役割のボリュームについては</p>

	<p>引き続きやはり維持していく必要があるだろうという意見がありました。ただ、地域全体の中で推進員さんに活動していただいている業務の内容、お仕事の内容に照らしますと、総数については現行の人数で充分対応ができるという風に考えております。合併時以降の話ということであれば、これはどの非常勤特別職につきましても、常に見直しの姿勢をもって業務に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>富樫委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>それでは、質疑も尽きたようでございますので、お諮りしたいと思えます。「協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて」のうち、その他の特別職職員の取扱いについては、原案のとおりご承認いただくということで、ご異議ございませんか。</p> <p><異議なしとの声あり></p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」を説明させていただきます。</p> <p>お手元の「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」をご覧ください。</p> <p>協議第23号につきましては、前回第5回会議において助成金、給付金、奨励金、祝い金、利子補給金、資金貸付についてご協議いただいたところでございますが、本日は補助金と交付金についてご協議いただきます。なお、補助金と交付金につきましては、対象とする件数が非常に多いため、今回と次回の2回に分けて、今回は、企画、市民、防災・消防、文化、福祉・医療、子ども・青少年、教育の各分野に関連するものをお諮りするものでございます。</p> <p>1枚めくって別紙をご覧ください。</p> <p>補助金、交付金につきましては、「現行どおりとするもの」、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」、「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」、「新たな実施水準に再編するもの」、「廃止するもの」</p>

と調整方針ごとにまとめてございます。なお、一覧の中に「別添資料参照」とございますものについては、別添資料をご参照ください。

主な調整方針（案）について、説明させていただきます。

まず、1ページの1番「交通安全母の会連絡協議会補助金・活動助成金」から10ページ中段の43番「県高等学校定通教育振興会負担金」までの43件は、幹事会等における調整により、合併時は「現行どおりとするもの」として整理をしております。

このうち、1ページ上段の2番「自治会組織活動交付金」は、南足柄市の単独事業であります。両市の行政連絡事務の実施方法に大きな差異がございますことから、合併時は現行どおりとし、将来的には、小田原市で行っている行政事務委託事業を基本として調整するものとしております。

次に、4ページ上段の15番「敬老行事補助金」については、小田原市は補助金の規定はなく、敬老行事を実施する団体へ委託料という形で支出している一方で、南足柄市は敬老行事を実施する団体に対し、この補助金を交付しているものであり、合併時は現行どおりとし、合併後に事業のあり方を協議するものとしております。

次に、5ページ下段の23番「広域二次病院群輪番制運営費補助金」と、24番「広域二次病院群補充輪番制運営費補助金」については、小田原市単独の事業であります。二次救急医療体制を維持するため、現行どおり小田原医師会に補助金を交付するものとしております。

10ページ下段の44番「防犯灯維持管理費補助金」から25ページ中段の99番「小田原市学校給食会補助金」までの56件は、「小田原市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものであります。

11ページ中段の48番「市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金」については、市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して補助金を交付するものでございますが、両市で対象や補助区分が異なりますため、利用ニーズや実績の多い小田原市の事務処理方式を適用するものとしております。

12ページ下段の52番「小田原市消防団員互助会補助金」については、小田原市の消防団員の福祉の増進を図るため、小田原市消防団員互助会が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する小田原市の単独事業であり、消防団員1人につき3,000円の共済掛金のうち、1,300円を補助し、残りの1,700円は自己負担としているものでございます。一方、南足柄市消防団員の共済掛金

はすべて一般会計から支出しておりますため、小田原市の事務処理方式を適用することにより、南足柄市の消防団員は1人につき1,700円の自己負担が発生するものでございます。

一段下の53番「消防団交付金・消防団・本団・分団・部維持助成金」については、消防団が行う事務事業に必要な経費に対し交付金を交付するものであり、団員数に応じて交付金を分配する小田原市の事務処理方式を適用することで、消防団装備等の平準化を図るとするものでございます。

15ページ上段の59番「自治会公民館等敷地料補助金」は、固定資産税または都市計画税が課税されている土地に公民館を設置している自治会に対し、補助金を交付する南足柄市の単独事業でございます。一方、小田原市におきましては、市税条例等により、申請に基づいて一部の公民館用地の固定資産税・都市計画税を減免しております。合併後の市においては小田原市で実施しております減免の方式を適用することとしまして、補助金を廃止することとさせていただきます。

一段下の60番「社会福祉協議会補助金」については、両市とも社会福祉協議会に補助金を交付してございますが、補助対象が多い小田原市の事務処理方式を適用するものとしております。

二段下の62番「民生委員児童委員協議会補助金」については、民生委員児童委員協議会の運営や活動に対して補助金を交付するものであり、補助対象が細分化されている小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

16ページ上段の63番「老人クラブ連合会補助金・助成金」については、老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付するものであり、積算根拠が明確な小田原市の事務処理方式を適用することとしております。

20ページの79番「障がい児保育費補助金」、80番「民間保育所産休明け乳児保育奨励費補助金」及び82番「乳児保育推進事業費補助金」については、それぞれ近年、保育所において課題となっております障がい児や低年齢児の受け入れに関する保育所への補助事業であります。いずれも小田原市の単独事業であります。南足柄市域にも対象を拡大し、保育の充実を図ることとしております。

21ページ最下段の86番「子ども会（連合協議会）補助金」については、両市の子ども会連絡協議会の一本化を働きかけますとともに、補助金については、会員数に応じた補助金の交付と、すべての単位子ども会への支援が可能となる小田原市の事務処理方式を適

用することとしております。

22ページ最上段の87番「(青少年)地区健全育成組織補助金(活動助成金)」については、育成会組織が行う地域活動について活動費の補助を行うものでございますが、小田原市の事務処理方式を適用し、育成組織の規模に応じた補助金を交付することとしております。

25ページ中段の100番「障害者地域生活サポート事業補助金・地域防災拠点事業補助金」から26ページ上段の102番「小規模保育事業設置促進事業費補助金」までの3件は、「南足柄市の事務処理方式を適用するもの」として整理したものでございます。

25ページ中段の100番「障害者地域生活サポート事業補助金・地域防災拠点事業補助金」については、社会福祉法人等が実施する地域防災拠点事業、重度障がい者個別支援事業に係る経費に対し補助金を交付する南足柄市単独の事業であります。小田原市域にも対象を拡大し、サービスを維持することとしております。

26ページ中段の103番「交通安全対策協議会補助金・助成金」から28ページ上段の111番「市重度障害者等福祉年金補助金」までの9件は、「新たな事務事業に再編するもの」として整理したものでございます。

26ページ最下段の105番「自治会活動推進費補助金・自治会長連絡協議会活動助成金」については、これまでの両市の自治会組織への補助を維持することとして、両市の自治会組織の一体化を働きかけながら、将来的に補助金を合算して支給することとしております。

28ページ上段の111番「市重度障害者等福祉年金補助金」については、神奈川県在宅重度障害者等手当に該当する方のうち、市内に1年以上在住されている65歳未満の方に補助金を交付する南足柄市単独の事業でございますが、合併後の市におきましては交付金額を下げつつも、小田原市域にも対象を拡大することとしております。

28ページ上段の112番「交流促進賑わい創出事業補助金」から33ページ下段の142番「南足柄市立幼稚園預かり保育事業運営補助金」までの31件は、「廃止とするもの」として整理してございます。

29ページ中段の119番「戸別受信機設置補助金」については、南足柄市防災行政無線戸別受信機を設置するものに対し補助金を交付する南足柄市単独の事業でございますが、戸別受信機の購入に係る個人の負担金が高額であり、さらなる普及が見込めないことから

廃止することとしております。

31ページ下段の131番「保育所運営費加給補助金・民間保育所委託奨励費補助金」については、両市とも保育所職員の待遇改善等を図るため、民間保育所等に在籍している児童数に応じて補助金を支出しておりますが、子ども・子育て支援新制度におきましては公定価格において職員の待遇改善の充実など、質の改善が図られていることを受けまして、また県においても一律的な運営費補助から課題解決等のための事業費補助にシフトしていることを踏まえまして、廃止することとしております。

32ページ中段の134番「放課後児童健全育成事業運営費補助金」及び135番「放課後児童健全育成事業利用料助成金」については、南足柄市の単独事業でございますが、合併後の市において、放課後児童クラブは小田原市の事務処理方式を適用し公設で運営するという方針としておりますため、この補助金は廃止することとしております。

以上をもちまして「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」の説明を終わります。なお、次回の第7回会議においては、残りの、環境、経済、都市、建設、下水道、議会に関連する分野の補助金、交付金をお諮りする予定でございます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」のうち、企画、市民、防災・消防、文化、福祉・医療、子ども・青少年、教育分野に関連する補助金と交付金の取扱いについて説明がありました。内容が多岐に亘ってございますが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員

29ページの項目番号115番、「暫金時推進協議会助成金」ということで、金額的には1団体2,000円と少額なんですけれども、先程の特別職の部分でもありまして、南足柄市の交通整理員さんが今後廃止されると、そして暫金時隊の方もそういった形で補助金がなくなる。そうしますと、元々、南足柄市の暫金時隊は市民の発議で、市の方がそういった形で補助を出して今まで継続されてきたわけなんですけれども、そういったものを代替するものという、先程でいうと小田原市さんの見守りボランティアといったものが実質、代替していくものなのか。南足柄市がそういう風になるかは分

かりませんが、それでいきますと、元々の子どもの通学路等の安全に関して従来どおり維持できるのかどうか。その辺が、どちらも廃止というところとちょっと質が低下してしまうのではないかと懸念されるのですが、その辺についてはどうお考えか、お願いします。

加藤会長

暫金時隊の取扱い、それにまつわる地域の防犯活動への対応をどう考えているかということですね。

市民部会

市民部会より、お答えいたします。暫金時推進協議会助成金につきましては、今ご指摘のとおり、少額の金額で年間お願いをしております。また、交通指導隊、交通整理員の身分の整理と言いますか、廃止ということになっているのですが、暫金時推進協議会につきましては、この協議会自体は存続しつつ、また、今は専ら子どもの見守りなどについてお願いをしているわけなんです。時間をかけて、一部では子どもの横断の指導でありますとか、そういうことを行っている団体もごございます。そういう部分で、時間をかけて各団体をお願いをしていくつもりでございます。

岡本委員

大体趣旨は分かったんですが、現行、そういった事務事業の突き合わせをしていく上で、そういった団体等の意見収集とかなされたのか。それとも、こういう風な形で決まったものを丁寧に説明していくのか。その辺についてはいかがですか。

市民部会

実際、協議といたしましては、市と市の協議が先行している現状でございます。今後、各団体、暫金時推進協議会という全体協議会がございますので、その中で丁寧に説明を差し上げたいと思っております。

加藤会長

井原委員、どうぞ。

井原委員

小田原市議会の井原と申します。まず、新たな事務事業に再編するものとして26ページにあります。神奈川県弁護士会等々いろいろな団体ありますが、特に体育協会、保護司会も入っています。これについては、どのような対応を図って、ここに新たな再編をされたのか。説明なしに、机上の部分で事務的な作業でされたのかについてお伺いします。

併せまして、廃止するものの中に119番で「戸別受信機設置補助金」の廃止がございます。確かに、小田原市にはなく、南足柄市さんに補助金があるということで、これも小田原市議会の中で、戸別受信機を設置すべきではないかという過去の経過がございましたし、その中で個別受信機の代替となり得る安価、かつ確実な情報伝達手段の導入を検討するとございますが、部会としてどのような検討をされたのかについてお聞かせください。

加藤会長

大きく2点です。新たな事務事業に再編するもののうち、弁護士会あるいは体育協会等への取扱いをどのように対応していくか。それから、戸別受信機の代替措置についてどのように検討したかという点。それぞれお願いします。

文化部会

まず、文化部会からお答えいたします。体育協会補助金についての考え方ですが、体育協会につきましては、それぞれ法人格を持っている、持っていないの違いはありますが、将来的には統一的な活動をしていただくことが望ましいと考えております。その中で、当面それぞれの団体の意思がございますので、それにつきましては今後そういう風なところを踏まえながら、それぞれの意思を尊重していかなければいけないと思っておりますので、団体のあり方については検討を働きかけることとしており、そうしたことから補助金についても、調整案のような協議の結果になりました。

防災・消防部会

戸別受信機の関係につきましては、防災・消防部会からお答えいたします。今後、安価かつ確実な情報伝達手段の導入を検討したいと考えておりますが、具体的には、テレビ神奈川でのデータ放送ですとか、J:COM小田原でのデータ放送、そういったものを活用していきたいと考えております。

加藤会長

保護司会のことはいかがでしょうか。

市民部会

市民部会からお答えいたします。一つは、保護司のエリア設定には実は現状で両市にとっては違いがございます。小田原市の保護司さんについては小田原市へ、南足柄市の保護司さんについては上郡のエリアが保護司のエリアとして想定されているところがございます。こういった課題はございますけれども、いずれにしても、合併

するということになりますれば、両市の団体が統合されて活動が一体化していくことは望ましいということになりますので、その中では両市の補助金額の合計の額を確保していくというところで、活動推進を維持していくというところを調整案といたしました。また、このエリアが異なることについての課題などを含めまして、保護司会には、今こういう協議が進んでいるということについてはご説明をさせていただいております。あるいは、保護観察所の保護観察官等にも折に触れて、この協議会の協議の進捗状況などはご報告させていただいているところでございます。

井原委員

ありがとうございます。丁寧な説明も必要でございますが、ただやはり心配されるのは廃止する業務について、これが一方的に切られると、本当に市民サービスが低下しないかという不安材料がございます。やはり、廃止するには廃止することのメリットがあるし、もう少し地域の実態を踏まえた中で、ぜひ廃止の方向の結果を出さないと、ただこれだけ出されて、この協議会で分かりましたというのは少し乱暴ではないかと思うのです。我々としても責任をもってこの会に出ていますから、やはり廃止をする項目については、もう少し慎重な対応を図っていきたいという私の考えでございます。

加藤会長

おっしゃる通りだと思います。今回は、協議の結果をコンパクトにまとめた資料として出しておりますが、当然個別の事業については各部局、分科会の方で、両市の担当で突き合わせをしていますし、今後については、実際に話が進んでいくということになれば当然のことながら、丁寧な説明をしていくことが必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。森住委員、どうぞ。

森住委員

12ページ53番、消防団への補助金ですけれども、補助金の金額が同じような基準での算定をされていないのでちょっと分かりづらいのですが、いずれにいたしましても、南足柄市の現行の補助金に対しましては、どうも減額の方向になってくると、そのように承ってよろしいですね。現在の消防団につきましては、非常に団員の確保等をご苦労されているし、また、生命、財産を守るためにはなくてはならない組織だと思うのです。そういった意味で、行財政改革を進めていくのも大事ではあるわけですが、特に、生命、財産を守るような基本的な活動については、できることならば今後も小田

原市と南足柄市が合わせて、どちらかというと安い方に合わせるという話ではなくて、やはり内容を濃くして、今後とも活動の内容がさらに充実できるような方向で考えていくべきではないのかなという風に思います。こちらのデメリットの対応策の中で、年間利用計画の見直しにより負担軽減を図るとなっているわけですが、この負担減を図るといった内容がどのようなことを指しているのか分かりませんが、むしろやはり消防団の方々については、日頃からそういう災害時の対応訓練等、非常に皆さん一生懸命取り組んでおられる。ましてや、ここに書いているような文言だけを見ると、仕事の割合を少し減らして、減額があってもそこに合わせればいいのではないかという風な穿った見方にも捉えられるわけですね。それについて、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

加藤会長

これはおそらく、分科会の中でも議論があったことだと思いますので、そういったことも含めて、報告をしていただけますか。

防災・消防部会

防災・消防部会からお答えいたします。消防団の交付金等についてですが、確かに算定方法が違っているということもあって、それをまず合わせないといけない。そうすると結果的に南足柄市消防団の方が減額になる可能性もあるということで、内容を見ていきますと、団の維持に交付金が出ているのですが、双方の装備についていろいろありますので、その装備の維持についてはまた別に考えていきたいと思っております、この交付金については小田原市の事務処理方式に合わせさせていただいたということでございます。

森住委員

ただいまの説明では、なぜ小田原方式にしたのかという理由がよく分からないんですけど。

加藤会長

議論の様子をもう少し詳しくお話していただいた方がいいと思います。

防災・消防部会

防災・消防部会からお答えいたします。消防団交付金・消防団・本団・分団・部維持助成金の算定の部分につきましては、これまでの経過の中では、小田原市の方式は補助金の金額が明確になっており、明確な算定基準がございました。対しまして、南足柄市の助成金につきましては、助成金交付要綱の中では、明確な金額をうたっていない、また、支出のたびに決裁をとって金額を決めていくとい

うような部分がございまして、消防団の活動そのもの、あとは装備、維持管理そのものに鑑みて金額を引き上げてきたというような経過がございまして。ここで、この協議に当たりまして、先程部会長からも申し上げたとおり、装備の平準化というようなことも実施していかなければならない、そうしますと、同じ装備に対しては同じ金額、また装備の基準はやはり財政面でのメリットを出さないといけないという部分もございまして、参考になるのは小田原市の装備ということになってこようかという中で、金額もそれにすり合わせていくということが妥当ではないかというような協議を続けてまいりました。

森住委員

装備につきましては、小田原市と南足柄市を平準化していくと、そのために必要な補助金を出すと、それは分かりました。その消防団の分団員に対する手当の部分についてはどうなんですか。

防災・消防部会

手当につきましては、各条例で決められた手当を支出しています。南足柄市の消防団の歴史から申し上げますと、やはり団が設立された当初、常備消防が充実していなかったというようなことから、非常にその役割としては、火消し消防という部分を求められてきたというところがございまして。そのために、市といたしましては、その手当についてはできるだけ、他の市や町に負けないような高額なものをということで引き上げを行ってきたところでございまして。ところが昨今、常備消防の広域化が充実してきているというような現状でございまして。一つの火災に10台の消防車が駆けつけるというような体制の中、やはり消防団に課せられる役割というようなものも、そろそろ見直しを図らなければならない時期ではないかというようなことを検討してまいりました。その結果、報酬につきましても、経過の期間を設けて、すり合わせていくというような方向性を導いております。

森住委員

確かに、常備消防が充実してきた、期待される役割も変化してきていると、それはある程度は理解できるかと思うのですが、いずれにしても、今非常に温暖化の問題等々で災害につきましても、近年、想定を超える災害が日本全国各地で発生しておるわけですね。そのような中で、本当に常備消防がメインで住民の生命、財産が守れるんだろうか、その中で、活躍してくださる方々というのは、やはり消防団の方々の力というのはものすごく大きいのではないかなと思

うんですね。ですから、私としてはやはりそういう風な、他の市町村と比べて南足柄市の手当が高いということなのかもしれませんが、やはりそういう一番生命や財産を守るような部分については、何らかの形でもう少し配慮を検討していただけないかをお願いしたいと思います。

加藤会長

消防団の役割の重要性は当然我々も承知をしておりますし、これまで南足柄市の中での様々な災害対応活動の中での役割も、極めて重いものがあると思います。先般の会議の中でも、手当の中身について少し議論させていただきましたが、いずれにしても相当程度の開きもありますし、小田原市の消防団の水準等もある中で、議論においては、両市の職員の中でもだいぶ議論があったと報告を受けています。いずれにしても、少し経過をとりながら、それぞれの活動実態を鑑みて適正な水準を見出していくという方向になっていくかと思っておりますので、ただいまのご意見は充分承って今後調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。今村委員、どうぞ。

今村委員

27ページの番号109、110、内容的には同じような内容なのですが、確認ですが、新たに補助基準額を設定するという調整案になっています。小田原市、南足柄市でかなり細かい形での補助基準額を示されていて、調整内容決定の考え方が、「財政負担を抑えるため、現行の小田原市の補助基準額の2分の1の額により補助金を交付する」と、この辺がちょっと読んでよく分からないので、もう少し具体的に説明をいただきたいと思っております。

加藤会長

109番、110番の調整内容の決定の考え方について、補足説明をお願いします。

福祉・医療部会

福祉・医療部会からお答えいたします。調整内容の決定の考え方ですが、財政負担を抑えるためということが一番でございます。現行の小田原市の補助基準額の2分の1の額により補助金を交付するということですが、これに関しては施設の整備計画を促進するような効果が見込まれるという部分と、財政負担が抑えられるというところをメリットとして考えて助成をしているものでございます。一方、整備事業者に交付する際のメリット・デメリット等も考えられますが、総合的に判断する中で、そのような形の考え方

として整理をしているところでございます。

今村委員

よく分からないですね。確認したいのは、ここの調整内容決定の考え方が、「小田原市の補助基準額の2分の1の額により、補助金を交付する」ということで、小田原市の現況を見ますと、上限2,400万ということになっています。2分の1ということは1,200万の額にして補助金を交付すると、そういう読み方をしてよろしいのでしょうか。そうなりますと、現行の半額で新しい基準を補助金として検討すると、そういう考え方で理解していいのか。この2つだけ、そのように理解すると、極端に金額が変わるものですから、そこを確認したいです。

福祉・医療部会

今おっしゃった考え方のおりでございます。

加藤会長

今の答弁では不明確なので、幹事会で確認させていただいた上で、明確な形で出させていたいただきたいと思いますので、お願いします。

今村委員

ぜひ整理していただきたいと思います。ここだけが補助金削減の額が一番大きいので。それと、もう一つ削減をした上でというのが正しい理解だとして、右側のメリットを考えると、事業者の施設整備計画が促進されると書いてあります。補助金が半額になって、整備計画が促進するというのは、どうもそこは理解ができません。そういった意味で、ここの2項目については再度整理していただいて、この協議会に出していただきたいと、そのように要望します。

加部委員

幹事会の幹事長をしております、小田原市副市長の加部でございます。この2点については、この記述、不適切な部分がございますので、再度幹事会できちっと整理をして、いずれにしても補助金を現行の支給から削減した覚えはございませんので、整理をして次回お示しさせていただきます。

加藤会長

よろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。小野委員、どうぞ。

小野委員

だいぶ件数の多い補助金、交付金の見直しの中で、各論では、この表で、今一部不明な点はございましたけれども、内容的にはよく分かると思うのですが、この見直しの全体傾向と言いますか、

どっちの方向へ行っているのかなというのを、何かうまく集計できないかなという感じがしています。先程、参考資料で部会別の財政効果がありましたので、一つの案としまして、この部会別の補助金の総件数が、現行通りが何件、あるいは小田原市の方式が採用されるのが何件、南足柄市の方式が採用されるのが何件、というようなその辺の区分けの資料ぐらいなのかなと思っておりますが、何か全体傾向がどういう見直しをされているのか、そういう方向が見える統計資料みたいなものがないかなと思っております。補助金の種類が多様ですので、それを数字で一括で見るというわけにはいかないとは思いますが、でも財政効果というのは数字一本で出てきていますので、それがそれぞれ何件くらいあることで、この財政効果がその方向に行っているのかなという判断材料にもなるのかなという風に思います。できましたら、その財政負担が増したものが何件あるとか、そんな風な件数まで入れていただけたらいいのかなと思うのですが。これは、補助金、交付金に限らず、先程、非常勤特別職の見直しで1,888人が1,700人になるということも言葉では出ていますが、そういう見直しの結果を数的に資料として出していただかないと、なかなか私どもも全体がどうなっているかが見えないので、ぜひそういったものを作ることを考えていただけないかなと思っております。要望です。

加藤会長

ご意見ありがとうございます。事務局、いかがですか。

早川副事務局長

ご指摘いただきました、財政的な効果だけではなくて、市民の方々にとってサービスが向上するか低下するか、そういったことも含めて、分かりやすい形での整理をして、これは第7回の会議以降、すべての事務事業調整が終わったところで、編集してお示ししていきたいと考えております。

小野委員

そういう予定があるのでしたら、ぜひ期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

加藤会長

その他いかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

小田原箱根商工会議所の鈴木でございます。もう少し早めに発言をすればよかったかもしれませんが、今回の協議の、いわゆる行財

政改革であるという前提で、一つ意見を申し上げたいと思います。本日上程された142の項目について、それぞれについて私は自分の質問でしたり意見を申し上げたりするだけの見識を持っておりませんので、個別の案件についてというよりも、全体の進め方について意見を申し上げたいと思います。補助金、交付金については、自分ももらう立場もありますので、非常に微妙なところでもあります。少しあるべき論になってしまうかもしれませんが、今日のこの142の項目を拝見させていただくと、廃止のものもたくさんありましたし、継続についても例えば、合併の際に検討するとか合併後に検討するとか3年を目途に検討するとかいろいろな言い方があるわけですが、本来であれば、事務的には大変難しい仕事だと思いますが、142件すべてについて、いわゆる必要なのかという検証をきちとした上で、残すところについてはこういう方式にしましょうということを進めていくべきだと思いますが、それぞれの部会ではそれぞれ議論されていると思いますが、なかなか見えてこない。なので意見が申し上げられないというのが私の本音でございます。本来であれば、それぞれ一つ一つの補助金、交付金について、財政改革という観点からすれば、そのお金がどういう風に課されているのかという費用対効果をきちと検証された上で、これは必要だから残しましょう、これは必要ないから廃止しましょう、そして次のステップとして、残すのであればどういう方式をとるのかという、本来そういう進め方であるべきではないかなと思うので、これから次回後半の項目が出てくると伺っておりますので、その辺も少し考えていただいて、今後の検討を進めていただけたらと思います。

加藤会長

ありがとうございます。今、鈴木委員から、ご配慮いただいてご発言いただきましたけれども、お見込みの通り、各部会、各分科会の方では、委員がおっしゃったような作業を詰めてやっております。喧々譁々の議論をして、調整案をまとめたところもありますので、なかなかそういったことの議論の経過をすべてここに出すのは難しいわけですが、今回そういう経過を経て、それぞれの部局、細かな担当ごとに、調整をすればこういう形でやっていくのがいいだろうということが出てきたものが今回、結果論だけが出ているという風にご理解いただければありがたいと思いますが、幹事会の方から補足していただきましょう。

加部委員

幹事会の幹事長をしております加部でございます。まずは、鈴木悌介委員のご指摘はもっともなお話だと思っております。ただ、ご理解をいただきたいのは、小田原市も南足柄市もそれぞれの自治体として、補助金に限りませんが、常に予算、決算を通じて補助金や交付金の見直し作業をしております。これは必要性があるのかどうか、時代にマッチしていないのではないかと、もっと充実、行政目的を達成するためにもう少し補助金を増やした方がいいのではないかと、そういう議論を、それぞれの市で行っております。その結果、今度は合併のシミュレーションの協議の中で、それぞれの補助金を両市で突き合わせたときに、さらに今度は、両市一体となった場合にはどういう調整が必要なのかということで現在行っておりますので、基本的な必要性の議論というのはそれぞれに、小田原市だけではなくて南足柄市もされた上で、この両市の突き合わせ作業を行っているということをご理解をいただきたい。いきなりこの場で全部の補助金、交付金を、それぞれの市が何もしない中で突き合わせたということではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。ご指摘の点はもっともだと思っておりますが、そういった作業で行っているということだけのご理解をいただきたいと思っております。

加藤会長

では、宗像委員、お願いします。

宗像委員

32ページの134番、135番の「放課後児童健全育成事業運営費補助金」と「放課後児童健全育成事業利用料助成金」のところが今後廃止になるということで、調整内容の考え方で、小田原市の公設に移行するというので、以前もお話をさせていただいたのですが、南足柄市ではNPO法人で活動をやっていたり保護者会で放課後児童クラブをやっていたりしてございます。民営というのも、単年度で経営しているというわけではなくて、備品やエアコンを買うことなども、何年もかけて前の方からの繰越繰越で今まで運営していたりしておりますので、こちらの方、公設でできるということですので、一つお願いなんですけれども、そのNPOの方とか保護者会の方への丁寧な説明を、この場でお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

加藤会長

ありがとうございます。南足柄市と小田原市の放課後児童クラブの対応が違いますので、部会の方でその辺りの議論の経過と、南足柄市の方を公設にしていくプロセスについて、どのような議論があったか、少し報告してもらえますか。

子ども・青少年部会

子ども・青少年部会から、プロセスについてご説明させていただきたいと思います。まず、小田原市はすべての放課後児童クラブが学校の敷地施設内で開設をされていて、運営主体としての保護者のグループはできておりますけれども、公設で行われております。一方、南足柄市さんにおきましては、NPOや保護者会が自ら運営を主体者として実施をされているところがございます。部会・分科会で議論の入り口となりましたのが、保護者の負担金でした。小田原市と比較して、南足柄市さんは場所によって、クラブによっても違うのですが、概ね4千円から5千円くらい保護者の負担金が高い、これは一つの課題として捉えました。この課題の解決に向けて、南足柄市さんは開設場所を民間の土地、建物をお借りになられて運用されているところに大きなコストがかかっているだろうというところに至りましたので、小田原市と同様の運営方法ができないか、できれば学校施設内、できなければ他の公共施設の中で開設ができないかという検討をいたしまして、その方向で進めていきたいということに至りました。もう一点、現在運営されている方々が、すでに備品等を揃えていらっしゃるということでしたので、これはもう暫く時間をいただきながら、この方向でご理解がいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

宗像委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

加藤会長

はい、加藤委員、どうぞ。

加藤洋一委員

私も、32ページの134番、135番の学童保育のことについてお聞きしたいのですが、もうすでにこの協議会で決定されていることというのが、事務事業調整の中で学童保育は5年以内の経過措置を経た上で、小田原方式を採用するという承認されているんですね。でも、今回の134番の調整内容を見ると、「合併時にすべての児童クラブが公設で運営される」とあります。前にすでに承認されているものと今回の記述に、大きな違いがあるんですけど、変わったんですか。これはどういう意味なのでしょう。

子ども・青少年部会

委員ご指摘のところは、ちょっと整理させていただきますと、新市移行時までに南足柄市域の学童保育については公設民営、すなわち行政が主体なんだけれども、従前の運営をされてこられた方々のノウハウ等を活かせるように、委託をして実施してまいりたいという考え方をご説明したのが、従前の経過でございます。ご指摘の、5年以内というのは合併後5年以内に小田原市の公設公営の姿がよいのではないかとということで、ご説明をさせていただいた経緯がございます。したがって、公設という部分は、新市移行時までに整えたいというのが部会の調整案でございます。

加藤洋一委員

今から5年の間に調整するんですか。合併して5年間、そういうのを経過措置と言うのではないですか。もう今から話し合ってしまうんですか。どちらの方式にしようというのを、南足柄市の学童保育の保護者会の会長さんとか、NPO等々と話し合うんですか。私、今資料を持っていないのですが、初回の頃の事務事業調整のところ、合併後5年の経過措置って書いてあると思うんです。だから私も、そのことを学童保育の保護者会やNPOの方にも伝えてあるんですけども、もしかすると訂正しないといけなくなってしまうので、もう一度お願いします。

子ども・青少年部会

まず、新市移行時までは、行政が運営主体となって従前の方が担えるような、行政からの委託をする形での実施に移行をしていきたい。これがまず第一段階でございます。合併後5年以内に、と申されているところの期限の中で、現在の小田原市と同様の公設公営、つまり働いてくださっている方々を臨時職員等として雇用するなどの形に移行させたいというのが、部会の調整案でございます。

加藤洋一委員

そうしますと、ここに書いてある「合併時にすべての児童クラブが公設で運営される」というのは、今の説明と違ってきませんか。同じでしょうか。

子ども・青少年部会

現在の南足柄市は、民間で運営されているところがありますので、民設民営でございます。新市移行時までに、公設民営に移行したい。そして、5年以内という目標のところにおいておりますのが、公設民営から公設公営に移行したい、そのような流れでございます。

加藤洋一委員

もう一度確認すると、それまでに公設にするのだと。公設をどこに設置するかですが、民間のアパートを借りたりして運営をしているところもあるので民設、私は公設だと思っているのですが、それはおいておきまして、南足柄市をまず公設にして、その後、小田原市は公営で、南足柄市は民営なので、それを5年かけて公設の公営にすると、そういう理解でいいですか。

子ども・青少年部会

ご理解の通りでございます。

加藤会長

合併時のことは、その公設のことだけを言っているわけであって、民営から公営というところが、5年後の中でということですよ。よろしいでしょうか。

加藤洋一委員

了解いたしました。

加藤会長

他にはいかがでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて」のうち、企画、市民、防災・消防、文化、福祉・医療、子ども・青少年、教育分野に関連する補助金、交付金の取扱いについては、先程、今村委員からご指摘のあった点については、改めて幹事会の方で差戻しをして議論したものを再度提出という形を取らせていただきますが、それ以外のものについては原案のとおり、ご承認いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。ご承認いただいたものと受け止めさせていただきます。

次に、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の「協議第24号」をご覧ください。

協議第24号は、「一部事務組合等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。」としまして、1点目に、「両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する」、2点目に、「第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する」としております。

調整理由としまして、事務を共同で処理している他団体との関係等に一定の配慮をしつつ、合併後の市の事務事業実施体制を基に、必要となる連携を継続することが適当であるためとしました。また、第三セクター及び公社につきましては、合併後の市で想定している事務事業推進体制との整合性を考慮し、継続等について判断を行うためとしております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙は、一部事務組合等の概要と合併後の取扱いについて、「事務の委託」、「広域連合」「一部事務組合」、「第3セクター」及び「公社」の区分ごとにまとめたものであります。

「事務の委託」の「証明書発行サービス事務」については、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、箱根町の2市3町の住民が、各市町の本庁舎住民窓口及び小田原市アークロード市民窓口の6箇所、相互に住民票の写し、戸籍関係の証明書、印鑑登録証明書を取得できるサービスを実施するために、関係団体間で相互事務委託をしているものでございます。調整案としては、合併の日の前日をもって、南足柄市が関係団体に委託している、または受託している事務は廃止となりますが、相互事務委託に基づく受託件数が上回る状態が続く見込みでありますことから、市民の利便性を考慮し、現行の体制で維持することとしております。

「公平委員会事務」については、地方公務員法により設置が義務付けられております事務で、小田原市では市の機関として設置しておりますが、南足柄市では神奈川県に事務を委託しているものであります。合併に際しては、その前日をもって南足柄市が神奈川県に委託している事務が廃止されますため、合併後の市において引き続き公平委員会を置いて、その事務を引き継ぐこととしております。

「消防事務」については、消防の広域化に伴い、小田原市が南足柄市と足柄上郡5町から、消防団事務及び消防水利事務を除くすべての消防事務を受託しているものであります。合併に際しては、南足柄市が小田原市に委託している事務は、その前日をもって廃止されますため、合併後の市において引き続き消防事務を引き継ぐこと

としております。

「公共下水道使用料徴収事務」については、県営水道使用者の下水道使用料の徴収について、協定に基づいて神奈川県企業庁に委託して実施しておりますが、調整案としては、県営水道給水区域が小田原市の橘地域のみでありますため、現行のまま事務委託を行うこととしております。

1 ページ最下段の「神奈川県後期高齢者医療広域連合」については、75歳以上の者と一定の障害があると認定を受けた65歳から74歳までの者を対象とした医療保険制度の運営を行っており、県内すべての市町村が加入する地方自治法に基づく特別地方公共団体で、後期高齢者医療制度の運営主体でありますため、合併後の市でも同様の体制を継続することとしております。

2 ページをご覧ください。「一部事務組合」につきましては、7つの組合について一括してご説明いたします。

こちらに記載しております組合につきましては、小田原市または南足柄市が他の町との間で財産共有地であります山林の管理処分に関する事務を共同で行っている組合であります。合併に際しては、その前日をもって南足柄市が各組合から脱退し、合併後の市として他の町に混乱が生じないよう関係団体と共同処理を継続するための調整を行うこととしております。なお、各組合の名称については、今後、調整が必要となる可能性があるものでございます。

3 ページをご覧ください。「第3セクター」の「株式会社小田原水道サービスセンター」については、水道施設の維持管理体制の強化を図る目的で、小田原市と小田原市管工事協同組合との共同出資により、平成3年8月に設立された外郭団体であり、休日や夜間を問わず、漏水修繕等の待機業務や停水メーターの開栓業務等に迅速に対応し、市民サービスの向上に寄与しております。調整案としては、閉庁時における迅速かつ適切な市民対応等を図るため、専門的な知識・技術、また、豊富な経験と実績のある株式会社小田原水道サービスセンターを現行のまま存続することとしております。

その下の「小田原市土地開発公社」につきましては、公共用地の先行取得や、公社が保有する土地の管理及び処分等を実施する公社であります。合併後の市においても、開発行為に伴う文化財用地を緊急的に先行取得できる場合など、公社の必要性が想定されますことから、これを存続させることとしております。

以上をもちまして「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

加藤会長

「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」のうち、事務の委託4件、広域連合1件、一部事務組合7件、第3セクター1件及び公社1件の取扱いについて説明をさせていただきました。ご意見、ご質問等ある方はお願いいたします。

井原委員、どうぞ。

井原委員

小田原市の井原でございます。一部事務組合について、お聞きします。財産の共有地で山林の関係でございますが、例えば、小田原市外二ヶ市町組合で、南足柄市さんが合併後抜けた場合、今までの財産として南足柄市さんが持っていた部分があるとすれば、その財産の処分はどうされるのですか。なければならないのですが。もう一つは、今後そうしますと、この組合を維持するために各市町がそれなりの按分の部分で財産を出しており、今度それが増えると、その辺の財産の中身についてお聞かせ願いたいと思います。

総務・財務部会

総務・財務部会からお答えをいたします。当然、小田原市と南足柄市が合併をして新市になった場合には、それぞれの財産は新市に引き継ぐということになります。他の町との関係ですが、今現在、詳細な調整はしていない状況ですので、基本的には、小田原市と南足柄市が一つの新市になって、形は引き続き、現行の形で行くというところでございます。

井原委員

流れは分かりましたが、そこでやはり財産が発生する部分があるではないですか。なければいいんですが、要は所有権の部分について南足柄市さんがなくなって、小田原市に編入だとして、そのまま全部小田原市で引き継ぐという考えですよ。もう一つは、相手方の大井町とか箱根町とかにもその辺のご理解を得た上で、しなければいけない手続きというものがあると思うのです。それについては、今後の中で対応すると、そういったお答えでよろしいですか。

村田事務局員

事務局からお答えいたします。こちらに記載のあります、共有林野に関して申し上げるならば、こちらはいわゆる持分割合で持っている財産でございますので、そういう意味では、合併が行われた場合に、例えば一番上の小田原市外二ヶ市町組合で言いますと、今、両市の他に大井町さんが持分割合を有しておりますけども、そこに

は何ら影響が及びません。合併というお話はしていく必要がありますが、何ら大井町さんの財産に影響が出るということではありませんので、その部分についてはご理解いただきたいと思います。

加藤会長

他にいかがでしょうか。

特にご質疑等もないようでございますので、「協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて」のうち、事務の委託4件、広域連合1件、一部事務組合7件、第3セクター1件及び公社1件の取扱いについては、原案のとおり、ご承認いただくということで、ご異議ございませんか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

ここで、開会からだいぶ時間がたっておりますので、10分間休憩を取らせていただきます。再開は15時35分といたします。

<暫時休憩>

加藤会長

それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

「協議第25号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第25号 慣行の取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の「協議第25号」をご覧ください。

協議第25号は、「慣行の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求めるとしまして、「慣行の取扱いについては、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市において新たに制定する等の調整を行う。」としております。

調整理由としまして、慣行は、市の基本的な姿勢を示すものであり、かつ、合併後の市における市民の一体感を醸成していくものであることから、可能な限り統合を行うことが望ましい、としております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙では、慣行として取り上げました項目ごとに、2市における現状と合併に向けての調整案、またその調整案を導き出すための考え方の3点について整理しております。

まず、「1 名誉市民」については、両市ともほぼ同じ内容の事務を行っておりますため、合併後の市でも小田原市の処理方法を引き継ぐものとしております。

2ページをご覧ください。「2 市政功労賞」については、人口規模が類似した他の自治体の基準に近い南足柄市の基準を基本として調整するものとしております。なお、「1 名誉市民」、「2 市政功労賞」とも、合併前に選出されている方については、合併後の市においても同様に名誉市民または市政功労者とするものとしております。

3ページをご覧ください。「3 市の木および花」、「4 市の鳥及び魚」については、それぞれ両市民に親しまれているものでありますので、合併後の市においても引き続き使用していくこととしております。その結果、市の木、花及び市の魚はそれぞれ2種類、市の鳥は1種類ということになります。

4ページをご覧ください。「5 市民憲章」については、小田原市のものを基本といたしますが、合併時の両市の市民感情を考慮して、合併後の市の実情にそぐわない文言については、必要に応じて修正等の検討をすることとしております。

5ページをご覧ください。「6 子ども憲章」については、南足柄市においてのみ制定されているものでございますが、後程ご説明いたします小田原市の「教育都市宣言」を基に制定されました「おだわらっ子の約束」の内容が、これと類似するものでございますことから、これを廃止する調整案としてございます。ただし、合併後に「教育都市宣言」及び「おだわらっ子の約束」の中に、「子ども憲章」の趣旨を継承できるよう、内容について検討することとしております。

6ページをご覧ください。「7 各種宣言」については、6ページから10ページまでにかけて5つの各種宣言の調整方針をまとめております。

6ページの「平和都市宣言」については、両市でそれぞれ宣言を置いておりますが、小田原市は市としての宣言であるのに対し、南足柄市の宣言は議会決議という方式で機関意思としての決定でありますことから、小田原市の事務処理方法を適用するものとしております。

7ページの「公明選挙のまち宣言」については、南足柄市のみの宣言でございますが、宣言された当時と比較しますと、選挙時に不正が行われる件数はごく少数となっておりますため、合併後の市では同様の宣言は行わないこととしているものでございます。

8ページの「交通安全都市宣言」については、南足柄市のみの宣言でございますが、交通事故発生件数は減少傾向にありますものの、死亡事故や高齢者等による事故は増加傾向にありますため、南足柄市の宣言の内容を参考に、合併後の市において新たに調整し同様の宣言を行うこととしております。

9ページの「環境都市宣言のまち宣言」については、南足柄市のみの宣言であり、合併時に廃止すると整理しておりますが、合併後の市において、その必要性も含めて検討するとしております。

10ページの「教育都市宣言」については、小田原市のみの宣言でございますが、その内容については普遍性があると考えられまして、合併後の市においても小田原市の規定を引き続き使用することを基本とするとしております。

以上、慣行についてご説明いたしましたですが、今回取り上げておりません「市章」、すなわち市の紋章の取扱いについては、次回の第7回会議においてご協議いただく予定としております。

以上をもちまして「協議第25号 慣行の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第25号 慣行の取扱いについて」のうち、名誉市民ほか10件の取扱いについて説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

加藤委員、どうぞ。

加藤仁司委員

小田原市議会の加藤です。今、事務局から説明がありましたように、市章については次回ということですが、ちょっと関連すると思います。3ページに、「市の木及び花」と「市の鳥及び魚」がありますが、「鳥及び魚」については南足柄市さんはないということですので、例えば「市の木及び花」については、調整をするという形が書いてあります。そもそも第25号の表彰のときには、合併後の市において新たに制定する等の調整をするというお話が前提でありますので、この木と花についても合併後調整するというような解釈でよろしいのでしょうか。確認をしたいと思います。

早川副事務局長

市の木、市の花の調整案の部分でございますが、こちらの文言につきましては、合併時において、どういう状態にするかということで、合併時においては両市の「市の木、市の花」を合わせたものを、新しい市における「市の木、市の花」にするという意味での調整案でございます。その後、合併後の市において、また、市民感情、意見等を踏まえながら検討する、ということが含まれているということでございます。

加藤仁司委員

先程も言いましたように、「市章」の部分は次回になりますけども、市章や市の木、市の花というのは、やはりそれぞれの市の象徴という形で、真っ先に合併時においては決定しておくものというイメージがあります。合併してから決めるものではないのではないかと。その前に十分な調整をするというところからすると、法定協議会の中で決定するということになるのかなと、こちらは思っていたのですが、法定協議会の中での審議、審査という形ではないのでしょうか。

早川副事務局長

こちらの考え方としまして、必ずしも一つに絞らなければならないという前提には立っておりませんので、両市民が親しんできたこの木と花、これは継承していくことが望ましいのであろう、市民もそう望まれるであろうということで、合わせるという案を提出させていただいたというところでございます。

加藤仁司委員

私が聞きたいのは、これを制定する時期の部分なんです。要は合併した後に決めるというものではないかと。例えば、よく合併した時に、式典をやりますよね。式典の時のプログラムなどに、そこには市の市章なり、市の木や鳥などがある程度プログラムにはすでに入っているべきものというのが普通なのに、それは後ですよという形に今の答えだとなる。こういうことはあり得ないのではないかと。思うので、決めるところというのは当然あるでしょうけれども、それではそれが任意の協議会のときに決めるのですか、それではない形のときに決めていくのか、決める時期がいつになるのかというのを伺いたいです。

早川副事務局長

私の説明が分かりにくかったと思いますが、ここの任意協議の場においては、木は2つ花は2つということで、方針としては決めて動いていきたいということございまして、それが例えば法定協議の場で、改めてこれについては確定する議論をしてまいりますけれ

ども、その中で2つずついきましょうという議論もありましょうし、1つに絞るといふ議論もあるかと思ひます。そこは、法定協議の中で議論をしていただける部分であると考えています。

加藤仁司委員

結局、今の任意協議会の中では決定する事項ではないと、あくまでもテーブルに乗せて、次に調整されるものですよという形の解釈でよろしいですか。

早川副事務局長

この件については、事務局としましては、両市のこれまで尊重してきた木、花は引き続き尊重すべきであろうという前提に立っていて、それぞれ2つずつを引き続き設定することが望ましいということを考えて提案しているものでございますが、それではまずいということが法定協議会の中であれば、ご意見をいただくと、そういうことで考えています。

加藤会長

安藤委員、どうぞ。

安藤委員

J Aかながわ西湘の安藤でございます。9ページの環境都市宣言の関係ですが、考え方ところが、「合併後に検討する」となっておりますけれども、いわゆるこの県西地域は非常に豊かな自然に恵まれている地域だという中で、環境問題は非常に大きな課題の一つかなと思うわけです。地球温暖化の問題など、県西地域におきましては海もあるし魚もあるし、それぞれ自然が残っていることにおきまして、この段階において、宣言をしないというのはどうも理解できない。いわゆる環境問題というのは非常にこれから21世紀の大きな課題・テーマだという状況において、合併後に検討するというお話ですが、なかなか合併後にと申しますと、担保されないと言いますか、先程加藤委員からもご指摘ございましたが、こういった問題を合併後に検討というのは非常に曖昧さが残るような気がします。ましてや、先程申しましたようなことも含めて、環境問題というものにあえて宣言しないことについて、一般市民、外部からも環境については疑問が残るといふことで、その辺の考え方を聞きたいと思ひます。

加藤会長

整理の過程について、説明をお願いします。

環境部会

環境部会からお答えいたします。こちらの件につきましては、南足柄市の環境都市宣言のまち宣言の内容が、だいぶ南足柄市に特化した記述になっているということから、合併の段階では、宣言はこのような形ではやめましょうということになりました。ただ、安藤委員がおっしゃられるとおり、環境は今後も大事な重要案件であるということで、その必要性は当然認めている中で、合併後にもう一度検討していきましょうという議論の中で、このような結論を出させていただいているところでございます。

安藤委員

この南足柄市の文言は、合併時にはそぐわないことは充分分かっていきます。当然この文言については修正されるだろうとは思っているのですが、であれば、もう少し調整案や考え方については、今のようなことを記していただいて、これはいわゆる環境都市宣言は行いますよと、しかしながら文言については修正していきたいということであれば、私も理解いたします。この調整案、考え方だと読み取れないので、もう少し考え方について、今のようなことを付け加えていただければよいかと思えます。

加藤会長

小田原市の総合計画ですが、4月から後期の計画に入りましたけれども、重点テーマは9つ掲げておまして、その一番目が豊かな自然と環境を守るということで、明確にうたっているところでございます。おそらく、南足柄市の総合計画等においても、同様の定義をされているのではないかと思います。そういう状況でありますので、合併等の中で、当然環境というものは、我々の最大の資産でありますから、それをどんな風に明文化していくか、こういった精神は当然それぞれですすでに持って動いておりますけれども、明文化していくことについては、今の安藤委員のご意見のとおり、重要な部分ですので、どういう形とするかはともかくとして、検討していくことにはなろうかと思っております。文言については、部会の方から説明がありましたが、具体の南足柄の固有名詞も入っておりますので、これについては、ということでご理解いただければと思います。

安藤委員

よろしく願いいたします。

加藤会長

その他、いかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木倅介委員

今の安藤委員に引き続きの意見なのですが、9ページのところの調整案は、「合併後の市では同様の宣言を行わない」と明記されているんですよね。ここの部分、確認したいのですが、先程市長がおっしゃったように、合併後いろいろ検討していきましょうということであれば、あえてこの任意協議会の中で「宣言を行わない」ということを明確に言う必要はない、言っではまずいのではないかと思います。いかがでしょうか。

加藤会長

どうですか。部会の方で、こう結論を出した理由はあると思うのですが。

環境部会

環境部会からお答えいたします。先程来のお話のように、今後というのは合併後に検討するということを書いてある中で、確かに、鈴木委員がおっしゃるように、この部分は少し整合性がもてていないのではないかとのお話がありましたが、検討の経過は先程お話したようなことですので、基本的には、合併後の中で宣言を検討していこうということでございます。少し齟齬があるような感じの表現になっているのかなと感じております。

早川副事務局長

事務局から失礼いたします。ただいまの9ページの調整案の記述でございますが、今のご議論から、合併の時点において、現在の南足柄市の宣言を採用しないという意味での調整案でございますので、ここの調整案につきましては、合併時に、現在の南足柄市の環境都市宣言のまち宣言を廃止するといった、実は5ページの子ども憲章にも同じような記述があるわけですが、ここでの取扱いと同様の表現とさせていただいて、考え方の中で、合併後に必要に応じて検討すると、そういった取扱いとさせていただければと思います。

鈴木倅介委員

誤解を招かないような表現にできるのであれば、訂正をお願いしたいと思います。

加藤会長

今の調整案の趣旨は、この同様のというところが結構幅広の捉え方ができてしまいますので、この南足柄市のといった具体の文言を使った宣言は行わないといった、そういう趣旨ということですよ。

ただ、考え方の部分については、それぞれ意見交換させていただいたとおりでありますので、新市の中でも、当然重要なことになってきますから、それについては検討していくということでもありますので、調整案の文言については、今の鈴木委員、安藤委員のご指摘も踏まえて、誤解のないような形で記述を改めて、また提案したいと思います。

安藤委員、お願いします。

安藤委員

そういたしますと、5ページ、9ページも含めて、合併時に新たな宣言を行うというような調整案の部分を、合併時には文言の修正をして調整するとするのであれば、誤解を招かないのかなと思います。しかしながら、新市になってこういった重要な宣言は、合併時に新しい宣言を行いましょうということの方が、より誤解を招かなくて分かりやすいのかなと思います。

早川副事務局長

この時点で、合併時に新たな宣言を行うという表現を避けておりますのは、合併して新たな市になった時に、市民の一体性を形成するためにやはり時間がかかるという中で、元の両市の市民の意見を幅広くひろった上で、合意形成しながら、必要性も含めて検討していくということが適当であるということで、合併の時点で新たな宣言を行うといった表現は、そういった意味で、避けさせていただいているものでございます。

加藤会長

趣旨は今、安藤委員がおっしゃったようなことで、この9ページ並びに5ページの方も、そういう形に見えるものになるように、表記の工夫をしていきたいと思います。

その他いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

岡本委員

6ページ、各種宣言の(1)平和都市宣言についてですが、調整案についてはあえて言うことはないのですが、考え方の中で、理解できない点があるので説明してほしいのですが、「小田原市は市としての宣言である一方、南足柄市の宣言は議会決議という方式で機関意思(議会意思)としての決定であることから」とありますが、これは理由として、私、議会人としてはなかなか承服しづらい部分があるのですが、本来議会というのは市の意思決定機関なので、これはどういう風な経緯で議会でなったのかというと、昭和60年の話なので私も分からないのですが、その辺について、もう少し説明い

ただけないかと思います。

総務・財務部会

総務・財務部会からお答えいたします。表現はおっしゃるとおりのことがあるかと思いますが、この趣旨は、いわゆる市の意思として示した部分ということで書かせていただきました。ここに書いてあることで、基本的に小田原方式という大前提がございますので、その場の深いものではないのですけれども、基本的には小田原のものを採用するというので、部会の方としては判断をしたというところでございます。

岡本委員

大変苦しそうな説明、すみません。考え方の中で、「比較的整っていると言える小田原市の事務処理方式を適用する」という、そういった内容がいいというのであればいいのですが、これをあえて理由にするというところが、非常に問題があるのではないのかなど。こうした小田原市さんの考え方があるのかと思うのですが、その辺をお答えいただければと思います。

加藤会長

どうでしょうか。では、石田委員から、その辺の経緯等、もしご存じであればお願いします。

石田委員

これは議会の決議ということで、南足柄市の議員さんの提案によって、このような宣言がなされたということは間違いないのですが、その後の経過につきましては、南足柄市でも平和都市宣言を受けて、いろいろな平和行事をやっていくということで、事実上は市を上げてということは否めないわけです。今でもずっと平和事業をやっていることでございますので、考え方の記述については、ご議論いただくわけでございますけれども、それが理由になっているかということの指摘だと思っておりますので、この辺の表現の問題は、次回、提示させていただいてよろしいでしょうか。

岡本委員

考えていただくということでよろしいでしょうか。

加藤会長

決議を採決された当時の状況も含めて、この考え方については、岡本委員ご指摘のところの方が分かりにくさがございますので、これは少し整理をした上で、再度提示させていただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第25号 慣行の取扱いについて」のうち、名誉市民ほか10件の取扱いについては、ただいま何点かご指摘いただきました調整案または考え方の表記の修正等をした上で、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて」をご説明いたします。

お手元の「協議第26号」をご覧ください。

協議第26号は、「行政連絡機構の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」ものであります。

この調整方針としては、1点目に「自治会組織を行政連絡機構に位置づける」、2点目に「行政連絡事務を円滑に実施するため、両市の自治会組織の一体化を働きかける」、3点目に「行政連絡事務については、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整する」としております。

調整理由としては、これまで両市の自治会組織が市と市民の間の連絡に重要な役割を担っている実態を踏まえて、合併後の市においても行政連絡機構に位置づけるとするものであります。その上で、自治会組織及び行政連絡事務については、合併後の市の速やかな一体性の確保と市と市民の間の円滑な連携を図るために必要であるとして、両市の実情を尊重しながら調整を行う、としております。なお、行政連絡事務に関しては、両市で具体の実施方法に大きな差異がありますため、合併時は現行どおりとしますが、合併後に小田原市の事務処理方式を基本として調整することとしております。

1枚めくって別紙をご覧ください。

別紙の1ページは、両市の自治会組織の現況を記載してございます。左側が小田原市の自治会組織の体系図ですが、平成28年4月1日現在の加入世帯が62,327世帯、加入率は78.37%

あります。図の上から2段目が、いわゆる単位自治会と呼ばれる253の地区自治会であり、これが26の地区自治会連合会を組織しております。この26の地区自治会連合会の全体をまとめる組織として小田原市自治会総連合がございまして、この体系が全体として市と市民をつなぐ重要な連絡機構として機能していただいているところでございます。また、小田原市自治会総連合は、会長1名、副会長2名、会計1名、会長・副会長・会計を含む理事が9名、地区自治会連合会の会長17名の計26名の役員が置かれております。

一方、右側が南足柄市の自治会組織の体系図ですが、平成28年10月1日現在の加入世帯が12,064世帯、加入率は74.2%であります。図の上から2段目の地区自治会が、市内に34ございます。34の地区自治会をまとめる形で、南足柄市自治会長連絡協議会が組織されており、こちらも市と市民の間の重要な連絡機構となっております。また、南足柄市自治会長連絡協議会は、会長1名、副会長1名、会計1名、理事4名、監事2名、自治会長25名の計34名の役員が置かれております。

両市の自治会組織を比較しますと、小田原市の側で複数の地区自治会で構成する地区自治会連合会を置いている点が大きく異なっております。

2ページをご覧ください。両市の行政連絡事務の内容と、その実施方法を比較したものであります。

各種委員の推薦依頼や、下段の「その他の事務」にございます、県のたより及び社協だよりの配布については、両市において実施方法に大きな差異はありませんが、中段の「行政連絡事務」にございます、行政文書の配布、回覧・ポスターの掲示等や、広報紙、議会だよりの配布については、小田原市は委託事業として自治会総連合に委託料を支出している一方、南足柄市は個別の委託事業とせず、活動支援として自治会組織活動交付金を支出しており、この点、実施方法に大きな差異があります。このことから行政連絡事務については、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の事務処理方式を基本とし調整することとしたものでございます。

以上をもちまして「協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

「協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて」説明がございました。ご意見、ご質問等ございます方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご質疑等もないようでございますので、「協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なしとの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

次に、「協議第27号 電算システムの取扱いについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「協議第27号 電算システムの取扱いについて」を説明させていただきます。

お手元の「協議第27号」をご覧ください。

協議第27号は、「電算システムの取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める」として、その調整方針としては、1点目に、「業務の効率化を図るため、引き続き電算システムを導入する」、2点目に「両市において重複する電算システムについては、効果的かつ効率的にシステムの統廃合等を行うとともに、合併時においても安定的にシステムを稼働できるよう調整を行う」、3点目に「合併時に統廃合を行うことが困難なシステムについては、合併後できる限り速やかに統廃合を行うよう調整する」としております。

調整理由としては、電算システムは、業務の効率化等を目的として各課において導入されているものであり、合併後の市においても引き続き電算システムの活用が必要であるためであります。また、一部の電算システムについては、業務を遂行する上で直ちに統廃合することが困難な場合があるためであります。

1枚めくって別紙をご覧ください。

電算システムの取扱いについて、「小田原市のシステムに統合するもの」、「南足柄市のシステムに統合するもの」、「新規システムで運用するもの」、「現行システムを継続して運用するもの」及び「廃止するもの」という調整方針ごとにまとめております。

両市合わせて102件の電算システムがございます。このうち1ページ上段の「広報広聴システム」から8ページ下段の「議会中継システム」までの82件については、小田原市のシステムに統合するものとして調整したものであります。これは、両市の人口規模、

また保有するデータ量の違いから、小田原市のシステムに統合する方が、統合に伴う作業量が軽減できることが主な理由であります。

主な調整案について説明させていただきます。

1 ページ最上段の「広報広聴システム」は、ホームページの作成、更新等を行うシステムであります。その一段下の「人事給与システム」は、職員の人事管理と給与管理を行うシステムであります。下から4段目の「例規検索システム」は、インターネット経由で条例・規則などの例規類集データベースを閲覧できるシステムであります。これら3件の電算システムは、両市が同じシステムを使用しておりますことから、引き続き小田原市のシステムに統合して利用することとさせていただきます。

次に、2 ページ中段の「土地評価システム」については、固定資産税を算定するためのシステムであり、小田原市のみで導入しているものでございます。調整案としては、評価の公平性、確実性を向上させ窓口業務の迅速化を図るため、小田原市のシステムを適用し、両市域に導入するとしております。

次に、二段下の「戸籍情報システム」については、法務省が定めた基準に沿って、戸籍をデータベース化するシステムでございます。調整案としては、データ移行作業に係る経費が少ない小田原市のシステムを適用するとしております。

次に、4 ページの上から2 段目「生活保護システム」については、生活保護費の扶助費の決定や医療登録等を行う支援給付システムであります。また、一段下の「生活保護版レセプト管理システム」については、医療の電子レセプトデータと生活保護システムデータを突合し、生活保護者のレセプトの管理をするシステムでございます。この2 件の調整案としては、システムの納入業者が同一であり、データを共有できますことから、小田原市の現況を基準に調整することとしております。

次に、三段下の「地域包括支援センター対応システム」は、各地域包括支援センターにおいて、介護保険情報などの基本情報を閲覧できるようにして、相談業務を支援するシステムで、小田原市のみで導入しているものであります。調整案としては、合併後の市において業務の効率化を図るため、小田原市の事務処理方法を適用することとしたものでございます。

次に、5 ページの上から5 番目「小児医療費助成システム」と、二段下の「児童福祉システム（児童手当・児童扶養手当）」については、資格情報等を管理し、各事務の効率化を図る目的で導入してい

るシステムであります。両市とも同じシステムを使用しておりますが、合併時にデータの移行を円滑に行うため、小田原市の仕様で南足柄市のデータを移行するとしたものであります。

次に、8ページをご覧ください。8ページ最下段から9ページ中段までの5件の電算システムは、南足柄市のシステムに統合するものとして整理したものであります。

8ページ最下段の「グループウェアシステム」については、組織内の情報共有を支援するシステムでございます。調整案としては、運営コストの低い南足柄市のシステムに統合することとしております。

次に、9ページ最上段の「文書管理システム」については、行政の文書の收受から廃棄までを一元管理できるシステムであり、南足柄市のみで導入しているシステムでございますが、類似団体のすべてが文書管理システムを導入していることなどを踏まえ、ペーパーレス化と文書管理事務の効率化を図るため、南足柄市のシステムを使用することとしております。

一段下の「防災情報システム、被災者支援システム」については、災害業務支援システムの中核を成すシステムであり、住民基本台帳をベースに被災者の基本情報を扱いますほか、被災状況全般を管理するシステムでございます。調整案としては、地方公共団体情報システム機構が市町村に無償で提供していて、南足柄市が導入しているシステムに統合することとしたものであります。

9ページ中段から10ページ中段までの7件は、新規システムで運用するものとして整理したものであります。

9ページ下から3段目の「基幹業務系システム」については、住民基本台帳、市民税や固定資産税、また国民健康保険、介護保険など、いわゆる住民情報を扱う基幹的なシステムであります。調整案としては、両市のシステムの機能や性能の比較では、合併後の規模に対応可能なレベルでありますため、合併後の市においては、両市の現行の納入業者に限定したプロポーザル方式により、システムを決定することとしたものであります。プロポーザル方式にすることにより、安全性、確実性を比較検討することができ、より最適なシステムを導入するとともに、コストの削減が期待できるものでございます。

次に、一段下の「庁内ネットワークシステム、住民情報ネットワークシステム及び内部情報ネットワークシステム」については、出先機関を含めた全庁的なネットワークシステムであり、両市のシス

テムが根本的に異なっておりますことから、事務の効率化の観点からネットワークシステムを再編することとし、「基幹業務系システム」と同様に、プロポーザル方式とする調整案としたものであります。

次に、その下の「カード認証システム、住民情報認証システム」については、アクセス管理や情報漏えいを防ぐためのセキュリティ対策システムでございますが、プロポーザル方式により生体認証システムを取り入れ、より高いセキュリティとコストの縮減を図ることとしております。

次に、10ページ中段からの3件は、現行システムを継続して運用するものとして整理したものであります。

10ページ最下段の「防災行政無線システム」については、地震や風水害等の災害発生等の緊急時に、市民に対して迅速かつ適確に情報を提供するため、防災行政無線の中継局や戸別受信機等を設置・運用するものでございます。調整案としては、両市のシステムが異なりますため、合併時は現行の運用で既存のシステムを有効活用することとしており、両市のシステムの統合については、別途検討することとしております。

11ページに廃止するものとして整理しました5件の電算システムについては、現在の運用状況やシステムの老朽化等を踏まえて、廃止することとしたものでございます。

以上をもちまして「協議第27号 電算システムの取扱いについて」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

加藤会長

ただいま事務局から、「協議第27号 電算システムの取扱いについて」説明がりましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員

個別の話ではないのですが、電算システムの統廃合等を行うと、経済効果と言いますか、財政面については、おおまかにどのくらい費用がかえってかかってしまうのか、それとも経費の削減の方が上回るのか、その辺を1点、大きな数字で構いませんのでお願いします。

早川副事務局長

電算システムの合併に伴う行革効果ということですが、最初に参考資料で、財政効果額の一覧表をご覧いただいた中で、2段目の真ん中辺りで電算システムの取扱いとしまして、全体で102件あるうちの102件すべて調整を済ませたという前提で集計しておりますけれども、基本的には、統合に伴って、コストを大幅に縮減できるということが見込まれております。全体としては、4億4千2百万円余の効果額が見込まれているという状況でございます。

加藤会長

森住委員、どうぞ。

森住委員

11ページの「土砂災害通報システム」の廃止なんですけれども、このシステムを廃止しても、医療の場合とかそういったものに対して、マチコミ経由でやるとか、行政無線等を通じて別のシステムで通報できるような、代替のシステムはあるのでしょうか。

防災・消防部会

防災・消防部会からお答えいたします。土砂災害通報システムに替わるシステムということですが、実際、土砂災害通報システムというのは、現行の型が平成14年度に導入されております。そして、15年以上が経つわけですが、システムといたしましては、すべて借上げという部分では機器そのものがスクラップ・アンド・ビルドにかかる時期となっております。土砂災害の予見だとか、早めの避難情報の発信、発報などにつきましては、新たに雨量を観測する地点を設けまして、そちらから生のデータを取るといったような研究を今進めてございます。あとは、南足柄市独自の研究もあるのですが、これは被験数を多くすれば、合併をした場合に全市の把握の方にも繋がれると考えております。また、神奈川県が用意いたします、土砂災害情報ポータルサイトがございまして、そこで各地点の雨量と土砂災害の危険性などをつぶさに取ることができますので、そのような各ツールを駆使しまして、現状と変わらない、土砂災害に対する備えを継続するものでございます。

森住委員

分かりました。

加藤会長

その他、いかがでしょうか。宗像委員、どうぞ。

宗像委員

11ページの廃止するものの中で、一番下の「訪問看護システム」

	<p>なんですけれども、こちらの「訪問看護ステーション事業及び通所介護事業所の事業の廃止に合わせ廃止する」と書いてあるんですが、訪問看護ステーションがどちらかの事業所に統合されるのか、それともサービス自体を廃止されるのか、教えてください。</p>
福祉・医療部会	<p>福祉・医療部会からお答えいたします。訪問看護システムでございますが、南足柄市のみが直営で管理して運営しているものでございまして、そのみを廃止するものでございます。</p>
宗像委員	<p>ありがとうございます。今後、新市の方でサービスを行うという形によろしいのでしょうか。</p>
福祉・医療部会	<p>福祉・医療部会からお答えいたします。訪問看護ステーション事業所、それから通所事業所については、民間事業所の方でも現在活動されているところが多いですが、南足柄市については、直営で行っている事業所が2か所ございますので、そちらについての廃止を検討しているというところでございます。</p>
宗像委員	<p>ありがとうございます。</p>
加藤会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑等も尽きたようでございますので、「協議第27号 電算システムの取扱いについて」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p><異議なしとの声あり></p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次第の「3. 議事」のうち「(1) 協議事項」については以上となります。</p> <p>続きまして、「(2) 報告事項」に移らせていただきますが、今回の報告件数は【合併関係項目】1件及び【総括的事項】4件です。</p> <p>まず、「報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)」を議題といたします。</p> <p>事務局に報告を求めます。</p>

松岡副事務局長

「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」を説明させていただきます。

お手元の資料「報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）」をご覧ください。

報告第11号は、その他の事務事業調整について、部会、幹事会において、事務事業の調整方針が整ったものについて、別紙のとおり報告するものであります。

1枚めくって別紙をご覧ください。

こちらは、部会ごとに、各事務事業の調整案と調整内容の決定の考え方をまとめたものでございます。今回報告する事務事業はBランクが54事業、Cランクが796事業、計850事業でございます。そのうち、市民サービスを受ける方の範囲や利便性が変わるなど、市民生活に影響がある事務事業は84事業で、該当の事業については、資料の右から2番目の「市民生活への影響」の欄に○印を付けております。なお、当該事業については、別に資料として事務事業調書を添付してございますので、必要の都度ご参照ください。

それでは、市民生活に影響のある事務事業のうち、主な事業について説明させていただきますので、お示しをしますページの中の「市民生活への影響」の欄に○印のある事業をご覧ください。

まずは、7ページをご覧ください。下から3段目、事務事業番号033104「地域活動功労者表彰事業、自治会長永年勤続表彰」については、南足柄市の基準を適用し、小田原市の自治会長の表彰資格を得る期間が短縮されるものでございます。

8ページをご覧ください。中段、事務事業番号033141「行政提案型協働事業」については、市が提案した事業テーマに基づき、市民活動団体と市が協働で実施する事業について審査事務及びコーディネートをするもので、南足柄市域に拡大して実施するものでございます。

10ページをご覧ください。下から5段目、事務事業番号054101「ウォーキング大会開催事業」については、城下町おだわらツーデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催することで、コースの多様化を図るものでございます。

12ページをご覧ください。上から2段目、事務事業番号061152「自治会・ボランティア清掃受付事務」については、小田原市の水準を適用し、自治会等の清掃活動によるごみを、市が直接回収することで、南足柄市域の住民にとって、負担が軽減されることとなるものでございます。

16ページをご覧ください。上から2段目、事務事業番号072136「高齢者筋力向上トレーニング事業」、3段目、事務事業番号072137「高齢者体操教室開催事業」及び7段目、事務事業番号072141「地域介護予防活動支援事業、生きがいと健康づくり推進事業」については、より多くの高齢者が参加できるようにするとともに、健康維持と仲間づくりの促進を図るため、両市で実施しているそれぞれの事業を新たな実施水準に再編するものでございます。

18ページをご覧ください。中段以下にあります事務事業番号074168「4か月児健康診査事業、3か月児健康診査事業」から、下から3段目の事務事業番号074174「3歳児健康診査事業」については、両市で実施している健康診査事業でございますが、対象児の居住地により健診会場を分けることや、対象児の水準を合わせるにより、サービスの向上を図るものでございます。

19ページをご覧ください。上から7段目、事務事業番号074184「1歳6か月児健診フォロー教室」及び8段目、事務事業番号074185「3歳児健診フォロー教室」については、小田原市の水準に合わせるにより、南足柄市域の住民にとっては、集団指導を受ける機会が増えることとなるものでございます。

次にその8段下、事務事業番号074194「不育症治療費助成事業」については、南足柄市の事務処理方法を適用することで、申請期限が延長され、小田原市民のサービスの向上が図られるものでございます。

21ページをご覧ください。子ども・青少年部会の上から3段目、事務事業番号081106「ファミリーサポートセンター管理運営事業」については、小田原市の実施水準により統合し、委託先を1か所にするにより、管理運営を一本化し、サービスの向上を図るものでございます。

23ページをご覧ください。上から5段目、事務事業番号082114「青少年と育成者のつどい開催事業、中学生の主張発表事業」、6段目、事務事業番号082119「指導者養成研修・派遣事業」及び9段目、事務事業番号082123「地域少年リーダー養成講座開催事業」については、小田原市単独の事業であります。学校や世代を超えた交流が図られることから、南足柄市域に拡大するものでございます。

24ページをご覧ください。上から2段目、事務事業番号091164「勤労者生活資金貸付事業」については、小田原市の制度を

適用することによって、限度額や借入期間、資金使途の幅が広がることとなるものでございます。

次に、5段下、事務事業番号091169「就職情報提供事業」と、次の事務事業番号091170「就職面接会開催事業」については、小田原市の事務処理方法を適用し、地域に密着した求人情報や就職相談・面接会を南足柄市域に拡大し、実施するものでございます。

29ページをご覧ください。中段やや下、事務事業番号102159「狭あい道路整備等促進事業」については、小田原市独自の事業であり、道路後退の実効性を確保するため、小田原市の実施方法を適用するものでございます。

39ページをご覧ください。中段、事務事業番号142101「就学时健康診断・精密検査等」については、小田原市の水準に合わせ実施することで、南足柄市としては、専門医及び学校医による判定会の開催及び検査項目が増えることとなるものでございます。

以上が、「市民生活への影響」のある事業の説明であります。今回の事務事業の調整では、両市の重要事業についても調整がされておりますので、説明させていただきます。

13ページをご覧ください。中段、事務事業番号062101「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業」及び事務事業番号062102「あしがら上地区資源循環型処理施設整備事業」については、当面の間、現行の枠組みを維持するとしてのものでございます。

次に、その二段下、事務事業番号062174「焼却施設管理運営事業」については、安定的な処理が継続できることから、当面はそれぞれの施設を継続するものでございます。

27ページをご覧ください。上から5段目、事務事業番号093283「(仮称)道の駅金太郎のふる里整備事業」については、南足柄市独自の事業であります。地域経済活性化等に繋がることから、計画どおり実施するとしてのものでございます。

以上をもちまして「報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)」の報告がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご質問等もないようでございますので、「報告第11号 その

他の事務事業調整について（BCランク）」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

ここで、今日後ろに控えております、各部会の職員等の入れ替えもありますので、少々休憩をいただきまして少し移動させていただきたいと思っております。10分間いただきますので、再開を16時45分をお願いいたします。

< 暫時休憩 >

加藤会長

それでは、休憩前に引き続いて、再開させていただきます。

次に、「報告第13号 幹事会規程の一部改正について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

早川副事務局長

報告第13号の説明に入らせていただく前に、1点訂正をさせていただきますと存じます。

前回、第5回会議におきまして、「財務規程に基づく報告（予算の流用）について」という案件を、議事が終了した後の「その他」のところでご説明させていただきましたが、これは本来、当協議会の財務規程に基づき、議事の中で報告事項として取り扱うべき事項でございました。したがって、第5回会議で説明いたしました「財務規定に基づく報告」については、これを遡って議事の扱いとして、報告事項のうちの総括的事項として「報告第12号」とさせていただきますと存じます。お詫びして訂正させていただきます。これによりまして、これから説明いたします総括的事項の号数については、その続きの第13号と付番させていただいております。

それでは、改めまして「報告第13号 幹事会規程の一部改正について」を説明させていただきます。

これは、平成29年4月1日付の小田原市職員の人事異動に伴い、当協議会の幹事会規程の一部を改正したことについて報告するものでございます。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

幹事会規程の別表2の部分で、これは、幹事長が会議の議事運営のために出席させる補助員を規定する表であります。改正前に「小田原市総務部副部長（総務課長事務取扱）」とありましたものを、「総務部総務課長」に改めたものであります。

報告第13号については、以上でございます。

加藤会長

報告が終わりましたが、何かご質疑等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ご質疑等もないようですので、「報告第13号 幹事会規程の一部改正について」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

次に、「報告第14号 事務局規程の一部改正について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

早川副事務局長

「報告第14号 事務局規程の一部改正について」をご説明させていただきます。

こちら報告第13号と同様の案件でございますが、平成29年4月1日付の小田原市職員の人事異動に伴い、当協議会の事務局規程の一部を改正したことについて報告するものであります。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

事務局規程第3条第2項、事務局長に充てる者の職名の規定であります。改正前の「小田原市企画部広域政策担当部長」を、「小田原市企画部広域行政統括担当部長」に改めたものであります。

報告第14号については、以上でございます。

加藤会長

「報告第14号 事務局規程の一部改正について」の報告がありました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご質疑等もないようですので、「報告第14号 事務局規程の一部改正について」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

次に、「報告第15号 財務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

早川副事務局長

「報告第15号 財務規程の一部改正について」をご説明させていただきます。

こちらは、平成28年度の当協議会の歳入歳出予算において、繰越金が生じる見込みでございますことから、これを適正に処理するために、財務規程の一部を改正したことについて報告をするものであります。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

財務規定の別表の部分で、これは、協議会の歳入歳出予算科目の

区分を規定しておりますものですが、別表第1の歳入科目において、改正前に規定がございませんでした「繰越金」を第3款に加えるとともに、別表第2の歳出科目においては、「予備費」を第3款に加える等の改正を行ったものであります。

報告第15号については、以上でございます。

加藤会長

「報告第15号 財務規程の一部改正について」の報告がありましたが、ご質疑等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご質疑等もないようですので、「報告第15号 財務規程の一部改正について」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

次に、「報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。

早川副事務局長

「報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」をご説明させていただきます。

これは、先程訂正いたしました報告第12号と同じ内容のもので、歳出予算の流用を行ったことについて報告するものであります。

1枚めくって、別紙をご覧ください。

事務局の業務に伴う振込手数料について、当初の見込みを上回る件数が発生し、款2総務費の役務費に不足が生じると見込まれましたため、款1事業費から歳出予算を流用したものであります。

報告第16号については、以上でございます。

加藤会長

「報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」の報告がありましたが、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご質疑等もないようですので、「報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

続きまして、「4. その他」に移らせていただきます。

「(1) 第7回会議の予定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

「(1) 協議会第7回会議の予定について」を説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

協議会の第7回会議は、5月30日、火曜日、午後1時30分から、南足柄市文化会館小ホールでの開催を予定してございます。当初の予定では、小田原市を会場として開催する回でありましたが、会場の確保ができませんでしたため、本日に引き続き、こちらの南足柄市文化会館小ホールで開催させていただくものでございます。

会議の内容のうち、「3. 議事」については、協議事項15件、報告事項2件を予定してございます。

「(1) 協議事項」のうち、「合併関係項目」では、「補助金、交付金等」と「一部事務組合等」は、本日までの協議の残りの事務事業の調整方針を諮るものでございます。

次の「市の名称」については、編入合併の場合には編入する側の市が存続しますため、法的には名称を変更する必要性は生じないわけですが、基本的な事項でありますことから、協議を行ってこれを定めようとするものでございます。

「議会議員の定数及び在任等の取扱い」については、小委員会での調査・審議の結果を踏まえて、合併後の市の議員定数や、合併特例法に定められた特例措置の適用についてを定めるものでございます。

「一般職の職員の身分の取扱い」については、両市の一般職の職員を合併後の市の職員として引き継ぐ際の給料、手当、その他の処遇について定めるものでございます。

「条例、規則等の取扱い」については、これまでの事務事業調整の結果等を踏まえて、合併後の市における条例、規則等の制定、改正、廃止の取扱いを定めるものでございます。

「事務組織及び機構の取扱い」については、事務事業調整の結果等を踏まえ、合併後の市の事務を円滑かつ効率的に執行できるように、市行政の組織、機構等について定めるものでございます。

「町名・字名の取扱い」については、合併時の町名、字名の取扱いについて定めるものでございます。

「都市内分権」については、小委員会での調査・審議の結果を踏まえて、南足柄市域の住民の市政参加やまちづくりに関する連絡調整を保障するための仕組みを定めるものでございます。

「新市まちづくり計画(素案)」については、合併後の市のまちづくりの方針を示す新市まちづくり計画の策定に向けて、その素案を

お示しするものでございます。

続いて、「中核市関係項目」としましては、両市が合併した後の中核市への移行の是非や時期等についての方針や、中核市移行基本計画の案をお示しする予定でございます。

次の「広域連携関係項目」では、合併と中核市への移行により中心市としての行財政基盤や権能が強化された後の、県西地域における広域連携のあり方についての方向性を諮るものでございます。

次に、「(2) 報告事項」としては、4月中旬から実施しております「市民アンケートの結果」を報告いたしますとともに、「その他の事務事業調整」として、別紙の「第7回会議の協議対象事業一覧表」に記載しておりますBCランクの事務事業に係る調整結果を報告するものでございます。

以上をもちまして「(1) 協議会第7回会議の予定について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、資料1に基づいて「第7回会議の予定について」の説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

奥津委員、どうぞ。

奥津委員

南足柄市自治会の奥津です。今日でもう6回目で後半戦、いよいよまとめのバックステージに入ってきたんですけども、これからが大変重要な案件ばかりだと思うんですね。特に、今までは事務局が大変なご努力をしてくられて3,000項目にも亘る小さなことから大きなことまでまとめていただいて、いろいろと調整案等やっていただきました。当初、編入合併という形で動きましたので、それは問題ないんですけども、結局ポイントは、自治会、庶民の目からしますと、合併は合併でいいと思うんですよ。ただ、合併するメリットを、先程、鈴木委員や小野委員がおっしゃられたように、やはり合併したときに、みんなが分かりやすいような資料を作っていただきたい。特に数字的な資料を。我々は毎回読ませていただいているので、大体こんな感じで行政はこういう風なことをやってきたと、財政的には合併するとういう形になるというようなことは分かるのですが、本来はその先が必要だと思うのです。それを見て、住民が合併について判断すると思うのです。特に、7回目では、新市まちづくり計画とか、中核市の移行時期についての考え方とか、あるいは県西地域をどうするかというような、まさにこれから小田

原市と南足柄市が一体となって、住民にとってどのようなまちができて、子どもや孫に残せるようなまちづくりをしていくかというのが、まさにこの会議にかかっていると思うんですよね。今は、行政の面での流れを、足元だけの動きをやっているわけですけど、これからが本当の合併の効果と言いますか、合併についての皆さんの知恵を出し合って、どういうまちづくりをするかが一番重要だと思うので、その辺のところをデータをしっかり作っていただき、なおかつ、新市まちづくり計画から始まって、1月から3月までやってこられた新市まちづくり市民懇話会というような話があったんですが、このデータも出していただいて、皆さんで協議していきたいと私は思っているのですが、そのような場をぜひ作っていただきたい。これはセッションではなくて、十分にみんなが議論して、10回で終わるわけですけども、足りなかったらもう1回ぐらいは延ばして、そのぐらいの覚悟を決めて、新しいまちづくりをみんなで作っていききたいと、庶民サイドからそのように考えております。ぜひそのような提案をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

加藤会長

ありがとうございます。奥津委員おっしゃるとおりで、まさにこれから、これまでの事務方のサイドからまとめたものを、市民の皆さん方に説明していくことを視野に入れたまとめをしていかなければなりません。ただ、次回辺りに出していく素案等については、まだ大変ラフなものだと思いますので、これからおおよその資料の作り方等については精度を上げていくことになろうかと思っておりますけれども、おそらく事務方もそういう考えで、これから順次いたしていくと思っております。いずれにしても、次回もまた項目も多くございますので、議論の仕方も含めて、工夫して、皆さんにご提案していきたいと思っております。メッセージをしっかり受け止めさせていただいて、作業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。小野委員、どうぞ。

小野委員

小田原市社協の小野でございます。いよいよ本番に入っていくのかなという感じなのですが、中核市のところで、先程の事務局の説明では、中核市に移行することの是非も論ずるというようなお話もありましたが、ここの項目の整理では、移行時期等々で、もう移行することが決まっているような感じなんですけど、できましたら、この項目の移行時期の前に、中核市移行の是非を論ずるような項目

を一つかぶせていただいて、中核市問題はいろいろな意見があるのではないかなと思っておりますので、その項目立てをして議論する場面を作るという設定をお願いできればと思っております。

早川副事務局長

中核市の移行に関しましては、当然その是非というところから出発しなければいけない、それは当然のこととございまして、この是非について、是とするなら是とする理由など、しっかりご議論していただく場面、これは具体的には中核市移行基本計画の中に書き込んでいくようなことになってくると思いますが、そういった文面の中で、それを含めてご議論いただく場所をとってまいりたいと思っております。

加藤会長

然るべき議論がなされるように、準備させていただきます。

川口委員、どうぞ

川口委員

小田原市自治会総連合副会長の川口です。私が言いたいのは、今、いろいろ検討された事項が出てきて、それをもう一度振り返って検討する場を作ったらどうだろうか。と言いますのは、たぶん全員の方が理解しきれていないと思うのです。そのようなことを含めて、分科会なり小委員会なりで、振り返ることが必要ではないかなと感じます。どういうことかという、実は私自身が理解しきれていないというところがあります。できれば分科会あるいは小委員会などで、いろいろ検討されて出された提案をもう一度振り返る機会をもって対応すれば、今小野委員の方から言われたようなことが解消できるのではないかなという風に思っているのです、その辺を考えていただければという風に、提案したいと思えます。

加藤会長

ありがとうございます。先程、小野委員からこれまでの議論の成果を数字も踏まえてまとめて示してくださいというご意見もありましたので、こちらとしてはそれを受け止めて事務局も進めていくことになろうかと思えますが、今の川口委員のご提案について、何か見解はありますか。

早川副事務局長

これは、先程、小野委員のご指摘にもお答えいたしましたけれども、今後、第7回以降の場面におきましては、これまでの細かい一つ一つのパーツの議論を越えて、全体として、合併する場合にはどういった形が実現されるのか、特に、市民の方にとって、どういっ

たメリット・デメリットがあるのか、負担があるのかないのか、またコストの発生があるのか、そういったことを上手に編集して見せていくという作業になってくるかと思います。その中で、特にその市民の方に影響の大きい部分、関心の高い部分、この辺を中心に、しっかりお見せして、またその上で全体として、行政コスト、行政改革の観点からどうなのかということも、分野別に示しながらということも、その辺の見せ方を考えているところでございますので、そういった中で全体としては、振り返りと言いますか、総括という形でまとめていきたいと思っているところでございます。

川口委員

ありがとうございます。

加藤会長

安藤委員、どうぞ。

安藤委員

気になるのですが、この協議会では、移行の時期について議論をして、一定の方向性をこの協議会できちんと出す、そのようなところまでがこの協議会の役割と言いますか、ほとんどの委員さんも、私自身もそうですが、その合併の移行の時期については、これは、この協議会が果たして結論を議論していくべきなのか、そこが微妙な問題だと思うのです。この協議会が、合併の是非や方向づけを決めるのか、そこのところの説明がもう少しないと理解できないと思うんですね。この協議会の集まりが、合併の是非まで議論をしていくということによろしいでしょうか、認識としては。

早川副事務局長

この点は、最初の頃からご疑問に思われた部分もあったかもしれませんが。この協議会としてのミッションとしては、合併の是非を決める、判断するというということではないということを進めてまいりました。合併の是非の判断というのはまた、この協議の後に然るべき形で、市民の方のご意向も伺いながらということで、市としてまた議会としての判断をしていくということになると思いますけれども、まずは、行政としても議会としても市民としても判断するための材料を、中立的な立場でメリットもデメリットも含めてまとめていくと、これがこの協議会の役割であるということと考えております。

加藤会長

合併をしていくということになるのであれば、こういう形になる、あるいはこういうメリット・デメリットがある、ということの整理を今、させていただいています。また、中核市につきましても、そういった中で、移行していくということであれば、この時期にやっていくということではないかという、一つのシミュレーションの結果をまとめていくというところが、この協議会のミッションと理解しています。

安藤委員

多くの市民の方が、この協議会については関心をお持ちだと思います。したがって、その辺のところの解釈が異なりますと、市民に間違ったメッセージが伝わるといけないので、合併の是非については慎重な審議が必要だろうと考えています。

加藤会長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

それでは、次回、第7回会議の内容については、ご確認いただいたということで、よろしく願いいたします。

次に、「(2) 小委員会における検討状況について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(2) 小委員会における検討状況について」を説明させていただきます。

本日卓上にお配りしました資料2をご覧ください。

この件につきましては、前回、第5回会議での報告に続いて、その後の両小委員会における検討状況を説明させていただきます。

まず、「1. 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」でございますが、第2回会議が4月14日、小田原市役所で開催されております。第2回会議では、この小委員会で取扱う協議事項についての両市議会での検討状況が報告されました。また、条例定数と議員報酬、そして定数や在任の特例の適用について、協議が行われたところであります。この後、5月12日に開催する予定の第3回会議での審議をもって、小委員会としての取りまとめを行うことになっております。

次に、「2. 都市内分権に関する小委員会」でございますが、第2回会議が4月12日に県小田原合同庁舎で、第3回会議が昨日4月24日に南足柄市役所で開催されております。第2回会議では、都市内分権に関する法制度上の仕組みについて、効果と課題を確認し

た上で意見交換が行われ、第3回会議では同様に、法制度に基づかない既存の仕組みについて審議が行われたところであります。この後、5月18日に開催する予定の第4回会議での審議をもって、小委員会としてのとりまとめを行うことになっております。

以上をもちまして「(2)小委員会における検討状況について」の説明を終わります。

加藤会長

事務局から、「小委員会における検討状況について」の説明がありました。それぞれの小委員会で、お忙しい中ご協力いただいておりますことを、感謝申し上げたいと思います。何か、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、各小委員会におかれましては、引き続きご検討賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、本日の会議日程はすべて終了でございますが、ここで委員の皆様から何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。その前に今日は神奈川県から星崎所長がお越しですので、ご発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

星崎雅司委員

もう少し前にご発言させていただければ良かったのですが、部会の方が帰ってしまったので、あまり意味がなくなってしまったなと思っているんですけど、前回と本日の議論を聞かせていただいた中で、やはり市民にとってどんなサービスが受けられるのかということが関心事でいいのかなと。それに基づいて、委員の方もご意見を言われているような気がします。その中で、部会の方からご説明を受けると、ああそういうことなのかと納得はされているような感じなのですが、調整案とか考え方の表現の問題は、もう少し丁寧に、審議の場で見ても、説明を受けなくても分かるような格好で書いていただくことが肝要かなと思っています。資料が一人歩きしていつてしまっはと思いますので、ぜひ、前回、前々回にもご指摘いただいている意見をもう一回検討していただいて、表現を直すべきところは直していただければと思いますし、次回の部分についても、少し気を配っていただければありがたいと思っています。

加藤会長

ありがとうございます。これも先程来、小野委員、川口委員からもご意見が出ているようなことを踏まえて、これから全体を分かりやすくまとめて提示をして、市民の皆さんに見ていただく段階に入

っていきますので、実務的な議論は議論としてやらせていただいておりますけれども、それをまた伝えていく段階に入っていきますので、その辺りは充分配慮して資料等の作成に当たっていききたいという風に思います。

また本日は、大杉先生にもいらしていただいております。全体を通じてのご意見、また、今後に向けての何かご示唆等あれば、お願いできましたらと思います。

大杉委員

私の方からも申し上げたいことはほぼ同じことなんですけれども、これから全体的な取りまとめをしていくということになっていくわけですが、やはり今進めているこの任意協議会のミッションというの、合併の是非を考えていく上でイメージできるようなもの、これを市民にきちっと伝えていくということかと思えます。どうしてもこれはある意味ではやむを得ないんですけれども、今日の例えば補助金であるとか、システムの問題とか、職員の身分とか、細切れにどうしても見ていくことになります。今度それを取りまとめていくときに、全体像があまりに大きくなり過ぎても、それだけだと判断しにくいところがあり、やはり市民から見て分かりやすいサービスのレベルのところ、例えばこういうサービスに関してはこんな風な形になっていくんだと、補助金のことに関して、これは廃止ですと言われると、じゃあまったく何もなくなってしまうのかと、それに関しては代替としてこういうものがあってとか、あるいはこういう方式のものが新たに入ってくるのか、全体像として分かるような、そういう工夫を、なかなか難しいかとは思いますが、やはり市民の方々にきちっと判断していただけるような情報として出していく工夫を、ぜひ私からもお願い申し上げたいと思います。

加藤会長

ありがとうございました。今、両委員からいただいたご意見を含めて、また、今日の会議の中で出されたご意見も含めて、この次の作業をしっかりやっていきたいと思えます。

その他、皆様方から何かご発言等ございますでしょうか。

大杉委員、どうぞ。

大杉委員

先程ちょっと出ていましたけれども、3月いっぱいまで、市民懇話会をやっていました。この任意協議会スタートと並行する形で、市民の方々にもまちづくりを考えていただくという、そういう場と

して5回開催されました。ただ、その段階ではまだ任意協議会の議論も充分に進んでいない段階でしたので、合併するとこんなようなメリット・デメリットがあるとか、こういうイメージですということまで、全体としてのお話は残念ながらできなかったわけですが、どうしても懇話会の人数は限られておりましたが、今後ぜひ多くの市民の方々が、実際にいろいろな議論の場に出てこられるような、今回アンケートを取りましたけれども、さらに今後、十分に議論がつまって、イメージが固まっていく中で、そういうような議論ができる場を提供していただけるように、ぜひお願い申し上げます。

加藤会長

ありがとうございます。協議会としての一定のまとめがされた後は当然、それぞれの市の方で市民の皆さん方とのコミュニケーションを取りながら、判断をしていく作業になってくると思いますので、そういった場も含めまして、しっかりやっていきたいと思っています。
奥津委員、お願いします。

奥津委員

今いろいろとご指摘いただきましたが、我々市民サイドからしますと、皆さん、この会議が開催されていることは知っているわけですよ。ところがその、アウトプットと言いますか、その報告がないというか、あまり届いていないというか、要はピーアールと言いますか、何をやっているかということ、もう少し早く発信していただくと、今こういう議論をして、こういう風に進んでいるのかということもある程度分かると思います。そうしないと、市民の方も、最終的にはいつの間にそんなことになったのかという、あまり好ましくない状況になると思いますので、やはり広報活動は絶対に早めに正確にやっていただきたいと思っています。ぜひその市民を巻き込んでいくような会話というんですかね、人を集めることは事務局も大変ですけども、ぜひやっていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

加藤会長

ありがとうございます。何か事務局からありますか。

松岡副事務局長

前回の協議会でご説明させていただきました市民アンケートについてでございますが、今回の協議会の資料でもお配りさせていただいておりますが、回答期限を5月1日としまして、4月17日に両

市の市民、3,600名に発送させていただいたものでございます。先程説明しましたように、次回の第7回の協議会では結果報告をさせていただきます。なお、前回、前々回の協議会において、回答者数等についてご質問がございましたが、回答者数については、総務省の統計局の資料を参考に事務局で算定したものでございますが、今回改めて、アンケートの発送数、また回答者数の算定の考え方につきまして、総務省統計局の統計研修所というところに確認させていただきました。そうしたところ、両市の市民の傾向を把握するアンケートとしては、統計学上、必要な回答数は満たしているというご回答をいただいているということを報告させていただきます。

加藤会長

それでは、以上で本日の議事等はすべて終了でございますので、進行を事務局に戻させていただきます。

林事務局長

長時間に亘るご審議、また大変ご示唆に富んだご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。それでは閉会に当たりまして、副会長でございます加藤南足柄市長からご挨拶をいただきたいと思っております。加藤副会長よろしく願いいたします。

加藤副会長

長時間に亘り、大変お疲れ様でございました。今日いろいろと、多種多様な貴重なご意見をいただきました。この任意の協議会は、一番最初に協議会がスタートするときにもご説明させていただいておりますけれども、目的は、今提供させていただいている行政サービスがこれからも継続して提供できる、そうした自治体を実現していくことと、2市8町広域の牽引の強化、これを実現することが目的、特に広域行政の場合には、小田原市、南足柄市、1市がそれぞれよりも、中心市になったらどうなるのだろう、そういう一つの方法論なのだろうというところからスタートしております。したがって、合併というのは目的ではなくて、手段、選択肢として、合併、中核市移行を含めた大都市圏の活用、そして新たな広域行政、このことによって市民の幸せをどうつくるのか、これが最終目的で、3つの事項はいわゆる方法論ですね。でも、その大半を占めるのが、どうしても合併事項について順に協議をしていかないといけないところもあって、ややもすると合併のための協議であるかのような、この33名の委員さんもやはりいろいろとお考えが様々であると思っておりますけれども、そこが、この任意協議会のスタートの原点はそこにあると私は思っております。取り分け合併という大きなテ

一マを議論するときに、市民の皆様方のご意見をしっかり確認しながら最終章になるわけでありまして、合併を前提として、合併に向けての協議ではなくて、今申し上げた、行政サービスの安定した提供ができる自治体をどうつくっていくのか、圏域の強化をどうするのか、このことをしっかりと念頭に置いて、手段・方法にあるいは選択肢に誤りがないような形にして市民の皆様方にも、そうした不安を与えないような状況をつくるのが大事かなと思っております。今日は本当に、対極のご意見を頂戴しました。この協議事項一つ一つについて、全体傾向を押さえるというご意見もありました。そこには、財政効果を上げる一方で、サービスの低下があるのか、あるいはサービスの向上があるのかというようなご意見もありました。また、必要とする事業の抽出、そしてその調整の方式を決める、また、廃止のものを決めるというような、対極的な仕分けがあってもいいのではないかというご意見もございました。この任意協議会においては、一つ一つの事務事業について、行政サービスのレベル合わせを大変に確実的にするのは、非常に難しいものがありますけれども、こうした協議を通して、自治体行政の新たな見直しの視座を据えることも重要であると、私は考えております。任意協議会を通じた様々な協議、検討を、今後どのように糧にするのかが極めて重要だと、そんな風に思っております。本日の各事項の取扱いについて、これは今後、効果や課題、メリット・デメリットをまとめ、整理をしていくための調整の方法と方針を一つ一つ決定していただいているわけですので、これからもそういう観点で慎重なご議論の方をしていただければと極めて幸いに存じます。

本日は誠にありがとうございました。

林事務局長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第6回会議を閉会とさせていただきます。

円滑な議事進行へ御協力をいただきまして、ありがとうございました。

